

16. <専任教員に対する実験研究室の整備状況が不明確>

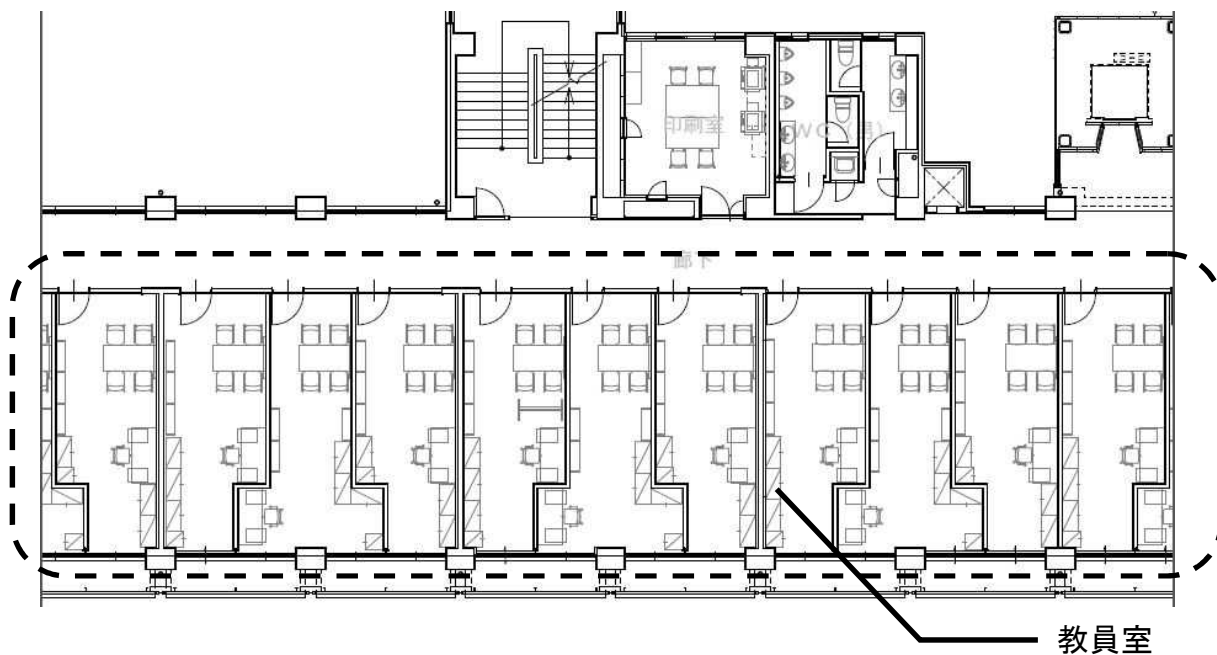
教員が教育研究を行う環境が整っているか疑義がある。研究室や研究機材を設置する部屋のレイアウト図などを示した上で、教育研究及び学生指導を行うための十分なスペースが確保されているか、具体的に説明すること。

(対応)

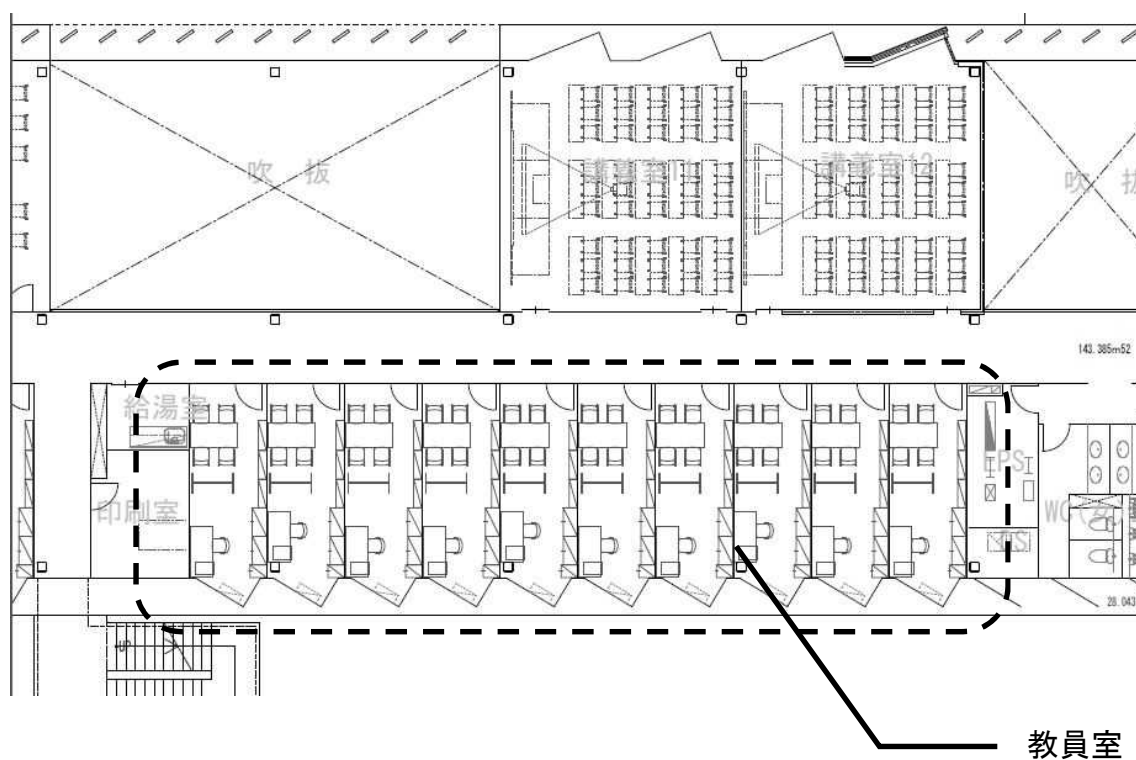
- ・教育研究及び学生指導を行うための十分なスペースが確保するため、C棟の共同研究室を個室に変更して全ての専任教員の教員研究室を個室とするとともに、各教員研究室のスペースを示すレイアウト図を追加する。(別紙1)
- ・さらに、学生指導を行うためのミーティングルーム4室、及びカウンセリಂಗルーム1室の計5室と、教員専用の実験室を2室設置し、併設する農林環境専門職大学短期大学部と共用することとし、C棟のレイアウトを変更する。(別添資料16-1)
- ・なお、このレイアウトの変更により、図書館(850 m²→662 m²:188 m²減)、実験室(100 m²→94.8 m²:5.2 m²減)、講義室(65 m²→62.4 m²:2.6 m²減)、情報処理室(100 m²→95.4 m²:4.6 m²減)の面積が変更となるが、授業実施に必要なスペースは確保しており、利用上、支障はない。
- ・また、図書館には、閲覧席、レファレンス・コーナー、整理室、書庫など、図書館の運営に必要な機能を配置しており、蔵書能力や閲覧席数は、設置認可申請書に記載した計画どおりで、当初計画として支障はない。(別紙2)
- ・上記の変更について、「基本計画書」2～3ページ及び「校地校舎等の図面」4～13ページ、「設置の趣旨等を記載した書類」32～35ページの「8 施設・設備等の整備計画 (3) 校舎等施設の整備計画」、35ページの「8 施設・設備等の整備計画 (4) 図書等の資料及び図書館の整備計画」に下記のとおり追記する。

(別紙1) 教員研究室レイアウト図

○A棟 (一室あたり約 22 m²)

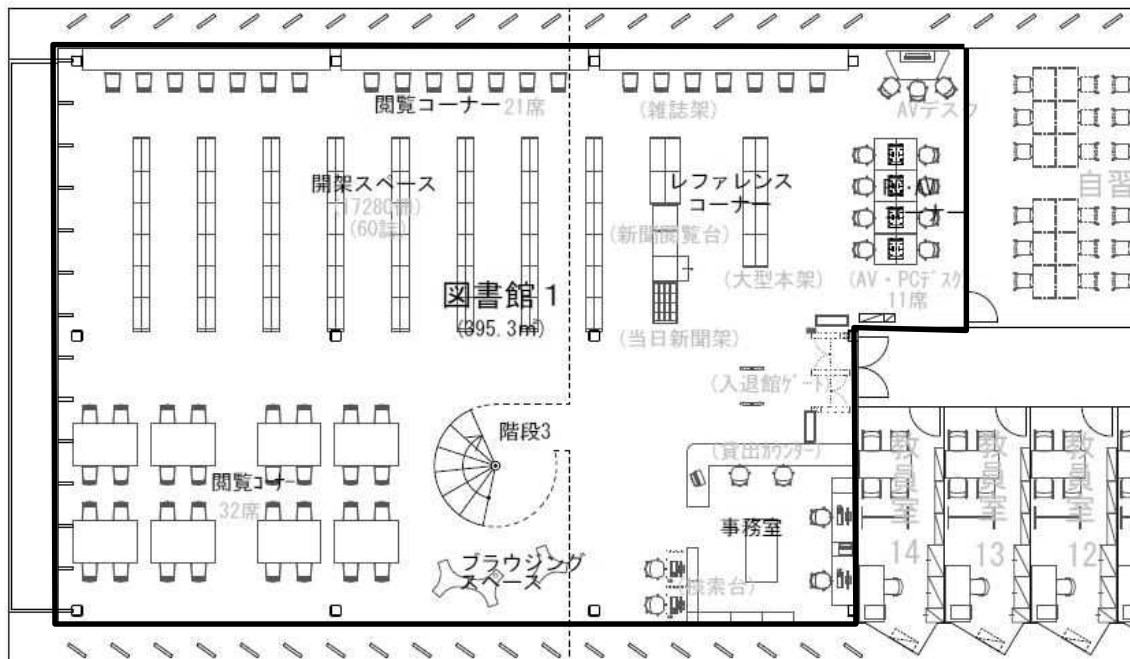


○C棟 (一室あたり 16 m²)

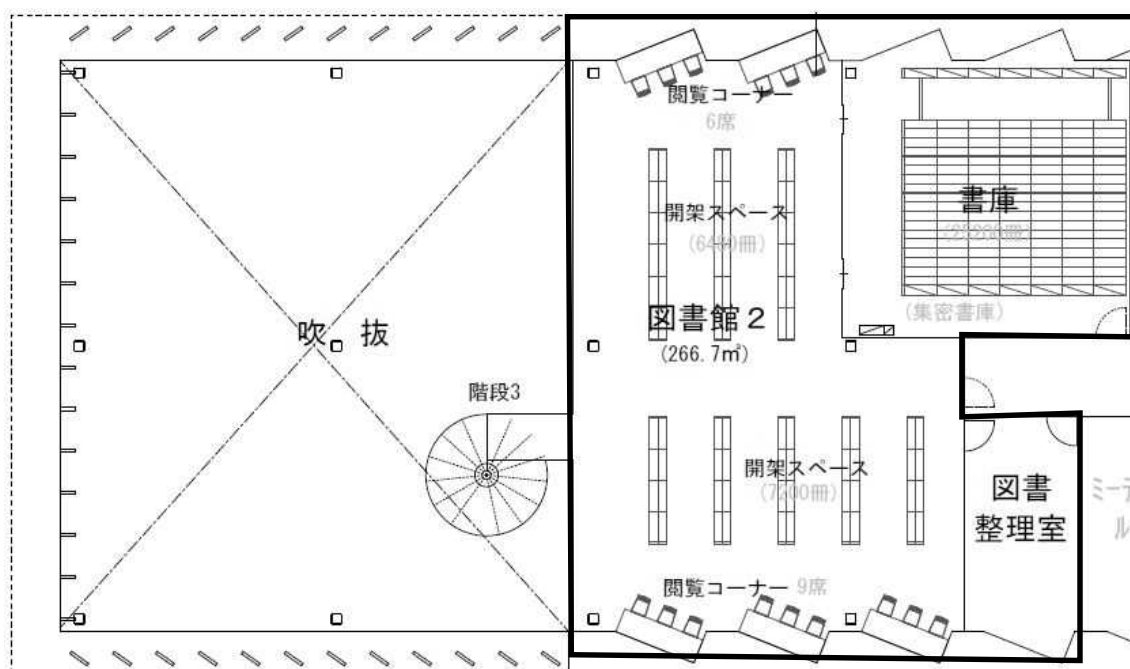


(別紙2) 図書館レイアウト図

○2階 (395.3㎡)



○3階 (266.7㎡)



図書館面積計 662.0㎡

(新旧対照表) 1 基本計画書 (2～3 ページ)

新	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">校舎</td> <td>専用</td> <td>共用</td> <td>共用する他の 学校等の専用</td> <td>計</td> <td rowspan="2">静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用</td> </tr> <tr> <td>491㎡ (392㎡)</td> <td>5,849㎡ (3,395㎡)</td> <td>453㎡ (152㎡)</td> <td>6,796㎡ (3,939㎡)</td> </tr> </table>						校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用	491㎡ (392㎡)	5,849㎡ (3,395㎡)	453㎡ (152㎡)	6,796㎡ (3,939㎡)					
	校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用															
		491㎡ (392㎡)	5,849㎡ (3,395㎡)	453㎡ (152㎡)	6,796㎡ (3,939㎡)																
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教室等</td> <td>講義室</td> <td>演習室</td> <td>実験実習室</td> <td>情報処理学習施設</td> <td>語学学習施設</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>16室</td> <td>0室</td> <td>7室</td> <td>1室 (補助職員0人)</td> <td>0室 (補助職員0人)</td> </tr> </table>						教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体	16室	0室	7室	1室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体															
	16室	0室	7室	1室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">専任教員研究室</td> <td colspan="2">新設学部等の名称</td> <td colspan="2">室数</td> <td rowspan="2">共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産環境経営学部生産環境経営学科</td> <td colspan="2">24室</td> </tr> </table>						専任教員研究室	新設学部等の名称		室数		共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)	生産環境経営学部生産環境経営学科		24室							
専任教員研究室	新設学部等の名称		室数		共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)																
	生産環境経営学部生産環境経営学科		24室																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">図書館</td> <td>面積</td> <td>閲覧席数</td> <td>収納可能冊数</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>662㎡</td> <td>60席</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>面積</td> <td colspan="2">体育館以外のスポーツ施設の概要</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>904㎡</td> <td colspan="2">該当なし</td> </tr> </table>						図書館	面積	閲覧席数	収納可能冊数	大学全体	662㎡	60席	50,000	体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体	904㎡	該当なし	
図書館	面積	閲覧席数	収納可能冊数	大学全体																	
	662㎡	60席	50,000																		
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体																	
	904㎡	該当なし																			
旧	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">校舎</td> <td>専用</td> <td>共用</td> <td>共用する他の 学校等の専用</td> <td>計</td> <td rowspan="2">静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用</td> </tr> <tr> <td>435㎡ (392㎡)</td> <td>6,121㎡ (3,395㎡)</td> <td>240㎡ (152㎡)</td> <td>6,796㎡ (3,939㎡)</td> </tr> </table>						校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用	435㎡ (392㎡)	6,121㎡ (3,395㎡)	240㎡ (152㎡)	6,796㎡ (3,939㎡)					
	校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計	静岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部必要面 積(2,400㎡)と共 用 平成32年度は静 岡県立農林大学 校と共用															
		435㎡ (392㎡)	6,121㎡ (3,395㎡)	240㎡ (152㎡)	6,796㎡ (3,939㎡)																
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">教室等</td> <td>講義室</td> <td>演習室</td> <td>実験実習室</td> <td>情報処理学習施設</td> <td>語学学習施設</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>16室</td> <td>0室</td> <td>6室</td> <td>1室 (補助職員0人)</td> <td>0室 (補助職員0人)</td> </tr> </table>						教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体	16室	0室	6室	1室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体															
	16室	0室	6室	1室 (補助職員0人)	0室 (補助職員0人)																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">専任教員研究室</td> <td colspan="2">新設学部等の名称</td> <td colspan="2">室数</td> <td rowspan="2">共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生産環境経営学部生産環境経営学科</td> <td colspan="2">23室</td> </tr> </table>						専任教員研究室	新設学部等の名称		室数		共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)	生産環境経営学部生産環境経営学科		23室							
専任教員研究室	新設学部等の名称		室数		共同研究室3室(静 岡県立農林環 境専門職大学短 期大学部と共 用)																
	生産環境経営学部生産環境経営学科		23室																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">図書館</td> <td>面積</td> <td>閲覧席数</td> <td>収納可能冊数</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>850㎡</td> <td>60席</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>面積</td> <td colspan="2">体育館以外のスポーツ施設の概要</td> <td rowspan="2">大学全体</td> </tr> <tr> <td>904㎡</td> <td colspan="2">該当なし</td> </tr> </table>						図書館	面積	閲覧席数	収納可能冊数	大学全体	850㎡	60席	50,000	体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体	904㎡	該当なし	
図書館	面積	閲覧席数	収納可能冊数	大学全体																	
	850㎡	60席	50,000																		
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体																	
	904㎡	該当なし																			

(新旧対照表) 校舎校地等の図面 (4～13 ページ)

新	別添資料 16-2 のとおり
旧	別添資料 16-3 のとおり

新	旧
<p>(3) 校舎等施設の整備計画</p> <p>本学の校舎は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、基準校舎面積は本学の面積の合計として算出する。静岡県立農林環境専門職大学の基準校舎面積は、専門職大学設置基準第 47 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 100 人以下であるので基準校舎面積 4,396 m²となる。一方、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の基準校舎面積は、専門職短期大学設置基準第 45 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 200 人以下であるので基準校舎面積 2,400 m²となる。したがって、両大学を合わせた基準面積は 6,796 m²と算出される。</p> <p>本学の校舎は A 棟、B 棟及び C 棟の 3 棟で構成し、それぞれの延床面積は 3,094.6 m²、2,856.4 m²、845 m²、計 6,796.0 m²であるので、基準面積を満たしている。</p> <p>なお、本学の専用部分は専任教員室 (A 棟)のみであり、他の部分は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用する。静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の専用部分は使用しない。</p> <p>また、平成 32 年度は静岡県立農林大学校と校舎を共用する。本学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、主に A 棟及び C 棟を授業で使用し、静岡県立農林大学校は、主に B 棟で授業を実施することで共用していく。校舎の利用計画表及び時間割表を資料 25, 26 に示す。</p> <p>A 棟は鉄筋コンクリート造、地上 4 階建てで、1 階には事務室 (総務課、教務課など)、学長室、<u>分析実験室</u>等 (計 815.3 m²)、2 階には講義室、<u>植物実験室</u>等 (計 750.6 m²)、3 階には研究室、ミーティングルーム、講義室等 (計 749.2 m²)、4 階には研究室、視聴</p>	<p>(3) 校舎等施設の整備計画</p> <p>本学の校舎は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、基準校舎面積は本学の面積の合計として算出する。静岡県立農林環境専門職大学の基準校舎面積は、専門職大学設置基準第 47 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 100 人以下であるので基準校舎面積 4,396 m²となる。一方、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の基準校舎面積は、専門職短期大学設置基準第 45 条の規定により、学部の種類が農学関係であり、収容定員が 200 人以下であるので基準校舎面積 2,400 m²となる。したがって、両大学を合わせた基準面積は 6,796 m²と算出される。</p> <p>本学の校舎は A 棟、B 棟及び C 棟の 3 棟で構成し、それぞれの延床面積は 3,094.6 m²、2,856.4 m²、845 m²、計 6,796.0 m²であるので、基準面積を満たしている。</p> <p>なお、本学の専用部分は専任教員室 (A 棟)のみであり、他の部分は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用する。静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の専用部分は使用しない。</p> <p>また、平成 32 年度は静岡県立農林大学校と校舎を共用する。本学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、主に A 棟及び C 棟を授業で使用し、静岡県立農林大学校は、主に B 棟で授業を実施することで共用していく。校舎の利用計画表及び時間割表を資料 25, 26 に示す。</p> <p>A 棟は鉄筋コンクリート造、地上 4 階建てで、1 階には事務室 (総務課、教務課など)、学長室、<u>実験室</u>等 (計 815.3 m²)、2 階には講義室、<u>実験室</u>等 (計 750.6 m²)、3 階には研究室、ミーティングルーム、講義室等 (計 749.2 m²)、4 階には研究室、視聴覚室等 (計</p>

新	旧
<p>覚室等（計 748.0 m²）、屋上階には屋上に出るための階段室（31.5 m²）、総計 3,094.6 m²の校舎である。</p> <p>B棟は鉄骨造、地上2階建てで、1階には<u>教員用実験室、加工講義室等</u>（計 419.2 m²）、2階には講義室、カウンセリングルーム等（計 425.8 m²）、総計 845.0 m²の校舎である。</p> <p>C棟は鉄骨造、地上3階建てで、1階には食堂・厨房、売店等（計 730.3 m²）、2階は図書館、<u>教員室、講義室等</u>（計 1,110.6 m²）、3階には図書館、<u>畜産実験室、ミーティングルーム等</u>（計 1015.5 m²）、総計 2,856.4 m²の校舎である。</p> <p>①学長室、会議室、事務室等 （略）</p> <p>②教員研究室 原則として、専任教員全員に、<u>施錠可能な教員研究室を24室（教授・准教授用20室（約22 m²）、講師・助教用4室（約16 m²））を設置する。この教員研究室には、執務机、書架、打ち合わせテーブルを置く。</u></p> <p><u>また、教員と学生が打合せを行ったり、教員が学生の相談対応や指導を行うスペースとして、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用でA棟にミーティングルーム1室、B棟にカウンセリングルーム1室、C棟にミーティングルーム3室を設置する。</u></p> <p><u>なお、教員が、測定や分析等、研究機材を用いた教育研究を行うスペースとして、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用で教員用実験室2室（B棟1階、C棟3階）を設置する。</u></p> <p>③講義室・情報処理室 講義室はA棟に5室、B棟に7室、C棟に4室設け、視聴覚素材を用いた講義が中心と</p>	<p>748.0 m²）、屋上階には屋上に出るための階段室（31.5 m²）、総計 3,094.6 m²の校舎である。</p> <p>B棟は鉄骨造、地上2階建てで、1階には<u>実験室、加工講義室等</u>（計 419.2 m²）、2階には講義室、カウンセリングルーム等（計 425.8 m²）、総計 845.0 m²の校舎である。</p> <p>C棟は鉄骨造、地上3階建てで、1階には食堂、厨房、売店等（計 735.2 m²）、2階は図書館、<u>実験室、情報処理室等</u>（計 1,153.0 m²）、3階には図書館、講義室、共同教員室等（計 968.2 m²）、総計 2,856.4 m²の校舎である。</p> <p>①学長室、会議室、事務室等 （略）</p> <p>②教員研究室 原則として、専任の教授及び准教授の研究室は<u>個室、講師及び助教の研究室は共同教員室に個別ブースを整備し、各教員には施錠可能な個別の研究環境を整える。</u>また、教員と学生の打合せスペースとして、A棟3階にミーティングルームを整備し、<u>共同教員室には打合せ用のテーブルとイスを設置する。</u></p> <p><u>教授は14人、准教授6人であるので個室の教員室は20室、講師は3人、助教は1人であるので共同教員室は3室整備する。ただし、共同教員室は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の講師11人と共用するものとする。</u></p> <p>③講義室 講義室はA棟に5室、B棟に7室、C棟に4室設け、視聴覚素材を用いた講義が中心と</p>

新		旧																												
<p>なるため、AV機器等（プロジェクタ、スクリーン、マイク等）の設備を設置する。<u>また、C棟には情報処理室を設ける。</u></p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と合わせて <u>131 科目</u>の講義及び演習を実施するために必要な講義室を確保する。A棟3階に設置する講義室の1室については、C棟完成後の2年次に整備する。</p> <p>なお、本学の講義室の多くは、他大学と比べ小規模であるため、GAP演習や販売演習などの演習科目については、講義室を利用して行う。</p> <p>④実験室</p> <p>実験室は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用で、A棟に<u>分析実験室、植物実験室、クリーンベンチ室</u>、B棟に<u>加工実験室、教員用実験室Ⅰ</u>、C棟に<u>畜産実験室、教員用実験室Ⅱ</u>の計7室を設置する。</p> <p><u>各実験室には実習等に必要な分析機器等の設備や器具を整備する。</u></p> <p><u>また、2室ある教員用実験室は教員専用とし、教員が支障なく教育研究が行えるよう、教員が研究を行う上で必要な測定機器や、分析等の研究機材を設置できるスペースを確保する。</u></p>		<p>なるため、AV機器等（プロジェクタ、スクリーン、マイク等）の設備を設置する。</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と合わせて <u>190 科目</u>の講義及び演習を実施するために必要な講義室を確保する。A棟3階に設置する講義室の1室については、C棟完成後の2年次に整備する。</p> <p>なお、本学の講義室の多くは、他大学と比べ小規模であるため、GAP演習や販売演習などの演習科目については、講義室を利用して行う。</p> <p>④実験室</p> <p>実験室はA棟に<u>2室</u>、B棟に<u>2室</u>、C棟に<u>2室</u>設ける。<u>土壌学や植物病理学等の授業を実施するため、土壌分析機器(RQフレックス、ECメーター、pH計、乾燥機等)や病害虫診断機器(インキュベータ、顕微鏡、純水製造機、乾熱滅菌機等)の設備を設置する。</u></p> <p><u>なお、前述のうちB棟の加工実験室の1室は、食品加工実習に用いるため、調理台を設置し、包丁、まな板、オープンレンジ、冷凍冷蔵庫、製氷機、ミートチョッパー等を設置する。</u></p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>実験室名</th> <th>面積</th> <th>主な用途</th> <th>整備する機器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A棟</td> <td>1階 分析実験室</td> <td>112.8 ㎡</td> <td>土壌分析、飼料分析、植物分析など</td> <td>ガスクロマトフィー、RQフレックス、pH計、ECメーター、糖酸度計、原子吸光分光光度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階 植物実験室</td> <td>112.8 ㎡</td> <td>観察、病害虫診断など</td> <td>顕微鏡、インキュベータ、恒温維持器、滅菌消毒器</td> </tr> <tr> <td>クリーンベンチ室</td> <td>30.2 ㎡</td> <td>植物培養</td> <td>クリーンベンチ、恒温維持器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B棟</td> <td>1階 加工実験室</td> <td>133.2 ㎡</td> <td>農畜林産物加工</td> <td>ミートチョッパー、薫煙庫、プラスチックラ、冷凍冷蔵庫</td> </tr> <tr> <td>1階 教員用実験室Ⅰ</td> <td>67.1 ㎡</td> <td>研究</td> <td>乾燥機、冷凍冷蔵庫、蒸留水製造装置、超音波洗浄機</td> </tr> </tbody> </table>				位置	実験室名	面積	主な用途	整備する機器等	A棟	1階 分析実験室	112.8 ㎡	土壌分析、飼料分析、植物分析など	ガスクロマトフィー、RQフレックス、pH計、ECメーター、糖酸度計、原子吸光分光光度計	2階 植物実験室	112.8 ㎡	観察、病害虫診断など	顕微鏡、インキュベータ、恒温維持器、滅菌消毒器	クリーンベンチ室	30.2 ㎡	植物培養	クリーンベンチ、恒温維持器	B棟	1階 加工実験室	133.2 ㎡	農畜林産物加工	ミートチョッパー、薫煙庫、プラスチックラ、冷凍冷蔵庫	1階 教員用実験室Ⅰ	67.1 ㎡	研究	乾燥機、冷凍冷蔵庫、蒸留水製造装置、超音波洗浄機
位置	実験室名	面積	主な用途	整備する機器等																										
A棟	1階 分析実験室	112.8 ㎡	土壌分析、飼料分析、植物分析など	ガスクロマトフィー、RQフレックス、pH計、ECメーター、糖酸度計、原子吸光分光光度計																										
	2階 植物実験室	112.8 ㎡	観察、病害虫診断など	顕微鏡、インキュベータ、恒温維持器、滅菌消毒器																										
		クリーンベンチ室	30.2 ㎡	植物培養	クリーンベンチ、恒温維持器																									
B棟	1階 加工実験室	133.2 ㎡	農畜林産物加工	ミートチョッパー、薫煙庫、プラスチックラ、冷凍冷蔵庫																										
	1階 教員用実験室Ⅰ	67.1 ㎡	研究	乾燥機、冷凍冷蔵庫、蒸留水製造装置、超音波洗浄機																										

新					旧
C棟	3階	畜産実験室	94.8 ㎡	解剖、血液分析など	遠心分離機、アイプリーザ、クリーンベンチ、ドラフトチャンバー
		教員用実験室Ⅱ	94.8 ㎡	研究	
<p>⑤医務室 略</p> <p>⑥学生自習室及び控室 学生の自学自習の環境を整えるため、C棟の2階に1室（56.9㎡）を設置する。図書館の近くに配置し、プロジェクタ等を整備することで学生のグループ学習に対応する。その他学生が自由に滞在する場所としてC棟2階に学生ラウンジ（62.6㎡）を設け、テーブル、イスを配置する。 なお、C棟が完成するまでの平成32年度は、静岡県立農林大学校（A棟）の臨時図書室（A棟3階）128.3㎡、閲覧室48席を活用し、C棟完成後に機能をC棟に移設する。</p> <p>⑦体育館兼講堂 略</p> <p>⑧福利厚生施設 略</p> <p>⑨附属施設（農場等） 略</p> <p>（4）図書等の資料及び図書館の整備計画</p> <p>①図書等の資料整備 略</p> <p>②図書館の施設整備 図書館は、C棟の2階、3階部分に延床面積662㎡とし、蔵書能力は50,000冊であり、</p>					
<p>⑤医務室 略</p> <p>⑥学生自習室及び控室 学生の自学自習の環境を整えるため、C棟の2階に1室（55㎡）を設置する。図書館の近くに配置し、プロジェクタ等を整備することで学生のグループ学習に対応する。その他学生が自由に滞在する場所としてC棟2階に学生ラウンジ（78㎡）を設け、テーブル、イスを配置する。 なお、C棟が完成するまでの平成32年度は、静岡県立農林大学校（A棟）の臨時図書室（A棟3階）128㎡、閲覧室48席を活用し、C棟完成後に機能をC棟に移設する。</p> <p>⑦体育館兼講堂 略</p> <p>⑧福利厚生施設 略</p> <p>⑨附属施設（農場等） 略</p> <p>（4）図書等の資料及び図書館の整備計画</p> <p>①図書等の資料整備 略</p> <p>②図書館の施設整備 図書館は、C棟の2階、3階部分に延床面積850㎡とし、蔵書能力は50,000冊であり、閲覧</p>					

新	旧
<p>閲覧席 60 席 (全学生定員 296 人の約 20%)、<u>レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC コーナー、AV コーナー</u>を設け、閲覧席は、無線 LAN 等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備する。</p> <p>学生、教職員及び学外者の入館はバーコードカード等で管理する。また、図書館システムを整備し、効率的で適切な貸出・返却、蔵書管理等を行うとともに、磁気テープ方式等により蔵書の不正持出を防止する。</p> <p>図書館には、専門職員を 2 名配置し、学生、教職員及び学外者に対し、資料提供や利用相談及び他機関との相互貸借等の業務を行う。</p> <p>また、C 棟が完成するまでの平成 32 年度は、A 棟 3 階の臨時図書室 <u>128.3 m²</u>、閲覧室 48 席 (1 年次学生定員 124 人の約 40%) を活用し、C 棟完成後に図書館機能を C 棟に移転する。なお、移設後の A 棟 3 階の旧図書館は研究室及び<u>ミーティングルーム</u>として利用する。</p> <p>なお、図書館は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、前述の学生定員は両大学の合算である。</p>	<p>席 60 席 (全学生定員 296 人の約 20%)、ブラウジングスペース、PC コーナー、AV コーナーを設け、閲覧席は、無線 LAN 等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備する。</p> <p>学生、教職員及び学外者の入館はバーコードカード等で管理する。また、図書館システムを整備し、効率的で適切な貸出・返却、蔵書管理等を行うとともに、磁気テープ方式等により蔵書の不正持出を防止する。</p> <p>図書館には、専門職員を 2 名配置し、学生、教職員及び学外者に対し、資料提供や利用相談及び他機関との相互貸借等の業務を行う。</p> <p>また、C 棟が完成するまでの平成 32 年度は、A 棟 3 階の臨時図書室 <u>128 m²</u>、閲覧室 48 席 (1 年次学生定員 124 人の 39%) を活用し、C 棟完成後に図書館機能を C 棟に移転する。なお、移設後の A 棟 3 階の旧図書館は研究室及び<u>会議室</u>として利用する。</p> <p>なお、図書館は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、前述の学生定員は両大学の合算である。</p>

17. <図書等の整備計画が不明確>

図書等の整備計画について、完成年度までの整備冊数等について説明はあるものの、新設予定の専門職短期大学にも同様の記載があり、どの時点で整備が完了するのか不明であるほか、毎年度の整備の計画も明らかでない。図書の目録や年度ごとの整備計画等を示しつつ、どのような考え方で図書等を整備する計画であるか説明すること。

(対応)

- ・ 図書館は、併設する農林環境専門職大学短期大学部と共用する計画であり、平成 32 年度末までに、現在整備を予定している図書 12,816 冊、学術雑誌 40 誌、オンラインデータベース 6 点、視聴覚資料 64 点を整備する。
- ・ 平成 31 年度には、翌年のカリキュラムで必要となる基礎科目や農林業基礎の図書等を中心に全体の 6 割程度の整備を行い、平成 32 年度には、翌年のカリキュラムで必要となる経営関連図書等を追加し、残り 4 割程度の整備についても完了する。
- ・ 整備する図書は、農林業の生産技術や生産理論等の専門図書とする。また、経営理論に関する図書や、農林業の経営や農林業以外の経営事例等の図書も整備する（別添資料 17）。
- ・ 平成 33 年度以降、新規に農林業関連図書等が発刊された際には、随時、図書を追加していく。国内外の学術雑誌についても定期契約をし、最先端の研究情報も得られるようにする。
- ・ 図書の整備計画について具体的に説明するため、「9 設置の趣旨を記入した書類」の 35 ページの「8 施設・設備等の整備計画（3）校舎等施設の整備計画」に下記のとおり追記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (35 ページ)

新	旧
<p>(4) 図書等の資料及び図書館の整備計画</p> <p>① 図書等の資料整備</p> <p>図書館は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用する。</p> <p>開学前年度となる平成 31 年度には、<u>翌年のカリキュラムで必要となる基礎科目や農林業基礎の図書等を中心に全体の 6 割程度の整備を行い、平成 32 年度には、翌年度のカリキュラムで必要となる経営関連図書等を追加し、残り 4 割程度の整備を完了する。</u></p> <p><u>整備する図書は、農林業の専門図書館として、生産技術や生産理論等の専門図書とする。また、経営者としての素養を高めるため、経営理論に関する図書や、農林業の経営や農林業以外の経営事例等の図書も整備する。</u></p> <p><u>整備する図書の点数としては、開学前年度の平成 31 年度中に図書 7,689 冊 (基礎科目関係の図書 4,588 冊、専門科目関係の図書 3,101 冊)、学術雑誌 40 誌 (電子ジャーナル含む)、視聴覚資料 38 点を整備し、平成 32 年度中に、図書 5,127 冊 (基礎科目関係の図書 1,273 冊、専門科目関係の図書 3,854 冊)、視聴覚資料 26 点を整備する。</u></p> <p><u>平成 32 年度末時点の図書等の資料点数は、図書 12,816 冊 (基礎科目関係の図書 5,861 冊、専門科目関係の図書 6,955 冊)、学術雑誌 40 誌 (電子ジャーナル含む)、視聴覚資料 64 点である。このうち、外国書は、図書 366 冊、学術雑誌 20 誌である。</u></p> <p><u>新規に農林業関連図書等が発刊された際には、県の予算内で購入し、最新の図書の整備も行っていく。国内外の学術雑誌についても定期契約をし、最先端の研究情報も得られるようにする。(資料 28)</u></p>	<p>(4) 図書等の資料及び図書館の整備計画</p> <p>① 図書等の資料整備</p> <p>図書館は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用をする。<u>一般教養分野や農林業分野の図書等に加え、経営分野などカリキュラムに関連する図書等を整備する。</u></p> <p><u>また授業に必要な図書等だけでなく、研究に必要な最新の研究情報の資料等も整備する。</u></p> <p><u>開学前年度までに、既存図書 1,350 冊、雑誌等 1,000 冊に加え、新規に図書 7,689 冊 (教養系図書 3,516 冊、専門系図書 4,173 冊)、学術雑誌 40 誌 (電子ジャーナル含む)、視聴覚資料 38 点を整備する。</u></p> <p><u>その後、順次追加収書し、完成年度までに図書約 12,816 冊 (教養系図書約 5,861 冊、専門系図書約 6,955 冊)、学術雑誌 40 誌、視聴覚資料 64 点整備する (資料 27)。</u></p>

新				旧				
[図書整備 内訳]				(単位：冊)				
区 分		内国書	外国書	合 計				
基礎科目	一般教養	政治学、社会学、歴史学、文学、哲学、茶道、華道等	5,157	37	5,194			
	コミュニケーション	英語、英語文学、英会話等	439	31	470			
	保健体育	体育	169	28	197			
	小 計		5,765	96	5,861			
専門科目	農林業基礎	化学、数学、生物学、物理学、農学概論、統計学等	1,963		2,233			
	地域資源	景観史、農村景城学、土木観光、文化財等	318		318			
	生産理論・生産技術	栽培	野菜、果樹、花卉、茶、作物栽培学、病害虫等	683		683		
		林業	林業	270	270	270		
		畜産	畜産	296		296		
	経営管理	経営学、経営管理、農業経済、農林畜産経営等	2,499		2,499			
	加工・流通・販売	食品木材流通・加工、販売管理、食品衛生等	656		656			
	小 計		6,685	270	6,955			
合 計		12,450	366	12,816				
※ 外国書は、分類が困難なため、合計欄では農林業基礎に計上。								
[学術雑誌整備 内訳]								
区 分		内国書	外国書	合 計				
基礎科目	一般教養	経済学	1		1			
専門科目	地域資源	環境	1		1			
	農林業基礎	農林業一般、農林研究	5	11	16			
	生産理論・技術	園芸、林業・木材加工、畜産、土壌肥料、病害虫、土壌環境、森林	6	7	13			
	経営管理	農林業経営	7		7			
	加工・流通・販売	食品加工		2	2			
小 計		20	20	40				
[図書整備の年次計画]								
(単位：冊)								
区 分		平成 31 年度	平成 32 年度	合 計				
基礎科目	一般教養	4,003	1,191	5,194				
	コミュニケーション	431	39	470				
	保健体育	154	43	197				
	小 計		4,588	1,273	5,861			
専門科目	農林業基礎	1,948	285	2,233				
	地域資源	121	197	318				
	生産理論・生産技術	栽培	400	283	683			
		林業	200	70	270			
		畜産	200	96	296			
	経営管理	111	2,388	2,499				
	加工・流通・販売	121	535	656				
小 計		3,101	3,854	6,955				
合 計		7,689	5,127	12,816				

18. <附属施設の整備計画が不明確>

本学は農業、畜産、林業の各分野の専門職業人を養成する計画であるため、教育研究に必要な施設として「農場」「飼育場または牧場」「演習林」を配置する必要があるが、既存の農林大学校の実習ほ場、県有施設である農林技術研究所や畜産技術研究所を利用するとの説明はあるものの、当該施設の内容や、どのように本学の教育研究に使用が可能なのかも説明が無く、教育研究上支障なく整備される計画であるか確認できない。附属施設の内容や利用計画等を具体的に説明し、中長期的に教育研究上支障がないことを明確にすること。

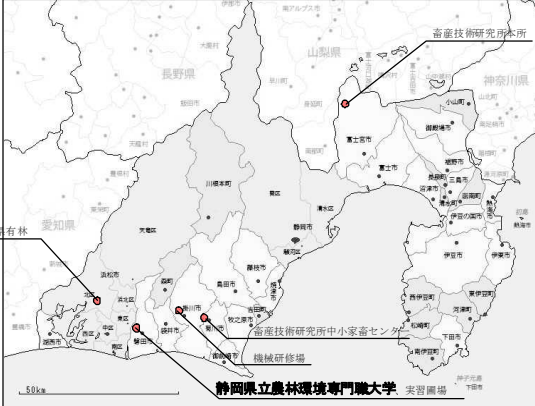

(対応)

- ・専門職大学設置基準第 49 条に定める附属施設として、農場については、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場 15,843 m²と機械研修所 36,656 m²を転用する。また、牧場については、県有施設である畜産技術研究所（本所）121.9ha と、畜産技術研究所中小家畜センター9.3ha を充てる。演習林については、本学の近隣にある県有林約 280ha を充てる。
- ・既存の静岡県立農林大学校の実習圃場、県有施設である畜産技術研究所や演習林の施設概要や利用計画について、「設置の趣旨等を記載した書類 資料 27」（別添資料 18）により具体的に説明するとともに、「基本計画書」3 ページ及び「校地校舎等の図面」2 ページ、「設置の趣旨等を記載した書類」の 34～35 ページの「8 施設・設備等の整備計画（3）校舎等施設の整備計画」、40～41 ページの「11 実習の具体的計画（1）学内施設及び県試験研究機関等での実習」に下記のとおり追記する。

(新旧対照表) 基本計画書（3 ページ）

新	旧
<p>附属施設の概要</p> <p>〔農場〕</p> <p>① 名称：実習圃場 所在地：静岡県磐田市富丘678-1 規模等：建物：2,043㎡、土地5,843㎡</p> <p>② 名称：機械研修場 所在地：静岡県掛川市下垂木270-1 規模等：建物：1,022㎡、土地：36,656㎡</p> <p>〔牧場〕</p> <p>① 名称：静岡県畜産技術研究所（本所） 所在地：静岡県富士宮市藤之廻945 規模等：建物：12,732㎡、土地21.9ha</p> <p>② 名称：静岡県畜産技術研究所 中小家畜センター 所在地：静岡県菊川市西方2780 規模等：建物：9,282㎡、土地9.3ha</p> <p>〔演習林〕</p> <p>名称：静岡県有林 所在地：浜松市西区 規模等：森林面積約280ha</p> <p>※附属施設の概要については、「設置の趣旨等を記載した書類 資料27」参照</p>	<p>附属施設の概要</p> <p>① 名称：実習圃場 目的：裁縫技術の習得や研究圃場として利用するため。 所在地：静岡県磐田市富丘678-1 設置：昭和55年 規模等：建物：2,043㎡、土地5,843㎡</p> <p>② 名称：機械研修場 目的：農業機械の運転技術や機械整備に関する知識等の習得を図るため。 所在地：静岡県掛川市下垂木270-1 設置：昭和63年 規模等：建物：1,022㎡、土地：36,656㎡</p> <p>※上記の附属施設に加え、以下の県有施設において実習等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村技術研究所本所（静岡県磐田市） ・農村技術研究所茶業研究センター（静岡県菊川市） ・農村技術研究所果樹研究センター（静岡県静岡市） ・農村技術研究所森林・林業研究センター（静岡県浜松市） ・畜産技術研究所本所（静岡県富士宮市） ・畜産技術研究所中家畜研究センター（静岡県菊川市） ・県有林（静岡県浜松市西区）

(新旧対照表) 校地校舎等の図面 (2 ページ)

新	旧
<p>(1) 静岡県内地図</p> 	<p>(1) 静岡県内地図</p> 

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34～35 ページ)

新	旧
<p>⑨附属施設(農場等)</p> <p>専門職大学設置基準第 49 条に定める附属施設として、農場については、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場 15,843 m²と機械研修所 36,656 m²を転用する。また、牧場については、県有施設である畜産技術研究所(本所) 121.9ha と、畜産技術研究所中小家畜センター9.3ha を充てる。演習林については、本学の近隣にある県有林約 280ha を充てる(資料 27)</p> <p>農場として使用する実習圃場は、効率的に管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用し、作物ごとに配置した技術職員が通常の管理業務を担う計画である。静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、実習の実施時間が重複しないように計画しており、支障なく実施できる。</p> <p>実習圃場は、トマトやイチゴ、メロン等の施設野菜やナス、オクラ等の露地野菜、切花や鉢花等の花き、お茶、果樹、しいたけ等を</p>	<p>⑨附属施設(圃場等)</p> <p>本学は農学分野の学部であり、専門職大学設置基準第 49 条に定める附属施設の圃場として、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場 15,843 m²(建物 15 棟延床面積 2,043 m²、温室等 24 棟延床面積 4,600 m²、露地 9,200 m²)を転用する。実習圃場は、トマトやイチゴ、メロン等の施設野菜やナス、オクラ等の露地野菜、切花や鉢花等の花き、お茶、果樹、しいたけ等を栽培可能な圃場であり、圃場実習や生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱといった栽培実習用だけでなく、プロジェクト研究といった研究用圃場としても用いる。設備については、栽培管理に必要な設備として、栽培棚や自動給液装置、複合環境制御装置、茶刈機、中刈機、スピードスプレイヤー、トラクター、溝切り機、運搬車等を整備する。また試験用設備として、環境測定機器(温湿度計、日射計、風速計、データロガー等)を整備する。</p>

新	旧
<p>栽培可能な圃場であり、圃場実習や生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱといった栽培実習用だけでなく、プロジェクト研究といった研究用圃場としても用いることも<u>可能である</u>。設備については、栽培管理に必要な設備として、栽培棚や自動給液装置、複合環境制御装置、茶刈機、中刈機、スピードスプレイヤー、トラクター、溝切り機、運搬車等を整備する。また試験用設備として、環境測定機器（温湿度計、日射計、風速計、データロガー等）を整備する。</p> <p>機械研修場には、トラクターやフォークリフトなどの農業に関する機械と試験コースがあり、実習を通じて農業機械の操作技術や<u>安全な使用方法を学ぶ</u>。</p> <p><u>実習圃場を管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と兼任の非常勤(週 29 時間勤務)の技術職員 15 人(野菜 4 人、花き 2 人、茶 2 人、果樹 1 人、畜産 1 人、林業 2 人、農産加工 1 人、機械研修場 2 人)を配置する。技術職員は、実習計画や圃場・施設の利用計画に基づき、播種や肥培管理、病虫害防除、収穫などの作業に従事するとともに、実習実施時には、教員をサポートする。また、実習圃場で行う研究活動においても、生育管理などの作業を担うこととし、教育研究上、支障がない実施体制を整える。</u></p> <p><u>これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、圃場を管理・運営する上で支障はない。</u></p> <p><u>また、実習圃場など附属施設での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計</u></p>	<p>機械研修場には、トラクターやフォークリフトなどの農業に関する機械と試験コースがあり、実習を通じて農業機械の操作技術を学ぶ。<u>また、附属施設ではないが、県有施設である農林技術研究所や畜産技術研究所などにおいて、研究所実習や圃場実習等を実施する。</u></p>

新	旧
<p><u>画、作物の作付計画などを策定する。</u></p> <p><u>牧場として使用する畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターは、県の畜産振興に係る技術開発のための研究拠点として、必要な施設や圃場、設備が整備されており、また、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部2年次の実習を受け入れている、実施にあたってのノウハウも蓄積されていることから、静岡県立農林環境専門職大学の<u>実習実施についても支障なく実施できる。</u></u></p> <p><u>演習林として使用する県有林では、林道等の測量や森林調査、伐採といった実習を行うことが可能であり、静岡県立農林環境専門職大学の<u>実習実施についても支障なく実施できる。</u></u></p> <p><u>なお、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と、県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。</u></p>	

新	旧
<p>11 実習の具体的計画</p> <p>(1) 学内施設及び県試験研究機関等での実習</p> <p>①実習の目的</p> <p>1年次に行う「総合実習」、<u>2年次前期</u>に行う「<u>圃場実習(栽培)</u>」、「<u>演習林実習</u>」、「<u>圃場実習(畜産)</u>」では基礎的な生産技術を、<u>2年次後期</u>に行う「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(畜産)</u>」では応用的な技術や基礎的なマネジメント能力を、3年次に行う「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(畜産)</u>」では実践的なマネジメント能力を学ぶことを目的とする。</p> <p>②実習の目標 (略)</p> <p>③実習の計画</p> <p>ア 1年次</p> <p>農林業全般(水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業)の生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「総合実習」を配置する。</p> <p>イ 2年次</p> <p><u>前期には、栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、それぞれの分野の基礎的な生産技術を学ぶ「圃場実習(栽培)」、「演習林実習」、「圃場実習(畜産)」を配置する。</u></p> <p><u>また、トラクターなど大型機械の知識や操作技術、安全な使用方法について学ぶ「大型機械実習Ⅰ」を配置する。</u></p>	<p>11 実習の具体的計画</p> <p>(1) 学内圃場及び県試験研究機関等での実習</p> <p>①実習の目的</p> <p>1年次に行う「総合実習」、「<u>圃場実習(栽培)</u>」、「<u>演習林実習</u>」、「<u>圃場実習(畜産)</u>」では基礎的な生産技術を、<u>2年次</u>に行う「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅰ(畜産)</u>」では応用的な技術や基礎的なマネジメント能力を、3年次に行う「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習Ⅱ(畜産)</u>」では実践的なマネジメント能力を学ぶことを目的とする。</p> <p>②実習の目標 (略)</p> <p>③実習の計画</p> <p>ア 1年次</p> <p>農林業全般(水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業)の生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「総合実習」と、<u>栽培領域、林業領域、畜産領域に分かれて、それぞれの分野の基礎的な生産技術を学ぶ「圃場実習(栽培)」、「演習林実習」、「圃場実習(畜産)」を配置する。</u></p> <p>イ 2年次</p> <p>生産現場の管理を行う場合には、PDCAサイクルや新技術への対応力が必要となる。このため、生産現場での実践(Do)を通じ、計画(Plan)策定に必要となる施設・圃場・作物・生産資材などの情報収集の方法や費用や利益の計算方法、新技術への対応、また、栽培終了後の評価(Check)方法、評価結果を次の作にどのよ</p>

新	旧
<p>さらに、生産現場の管理を行う場合には、PDCAサイクルや新技術への対応力が必要となる。このため、後期には、生産現場での実践 (Do) を通じ、計画 (Plan) 策定に必要となる施設・圃場・作物・生産資材などの情報収集の方法や費用や利益の計算方法、新技術への対応、また、栽培終了後の評価 (Check) 方法、評価結果を次の作にどのように生かせばよいのか考える (Action) 「生産マネジメント実習 I (栽培)」、「生産マネジメント実習 I (林業)」、「生産マネジメント実習 I (畜産)」の3科目を配置する。</p>	<p>うに生かせばよいのか考える (Action) 「生産マネジメント実習 I (栽培)」、「生産マネジメント実習 I (林業)」、「生産マネジメント実習 I (畜産)」の3科目を配置する。また、農業生産工程管理について学ぶ「GAP 演習」、林業領域では森林認証制度について学ぶ「森林認証演習」と森林の調査や森林施業プラン(森林施業提案書)について学ぶ「森林施業プラン演習」を配置する。</p> <p>さらに、トラクターなど大型機械の知識や操作技術について学ぶ「大型機械実習 I」を配置する。</p>
<p>ウ 3年次</p> <p>2年次までの学習をもとに、PDCAサイクルを意識した生産管理について学ぶ「生産マネジメント実習 II (栽培)」、「生産マネジメント実習 II (林業)」、「生産マネジメント実習 II (畜産)」の3科目を配置する。また、大型機械についてのより高度な知識や技能について学ぶ「大型機械実習 II」と「林業機械実習」、加工について学ぶ「食品加工実習」と「木材加工実習」を配置する。また、販売の実践について学ぶ「販売実習」を配置する。</p>	<p>ウ 3年次</p> <p>2年次までの学習をもとに、PDCAサイクルを意識した生産管理について学ぶ「生産マネジメント実習 II (栽培)」、「生産マネジメント実習 II (林業)」、「生産マネジメント実習 II (畜産)」の3科目を配置する。また、大型機械についてのより高度な知識や技能について学ぶ「大型機械実習 II」と「林業機械実習」、加工について学ぶ「食品加工実習」と「林業加工実習」を配置する。また、販売の実践について学ぶ「販売実習」を配置する。</p>
<p>④実習施設の確保状況</p> <p>「食品加工実習」についてはB棟の加工実験室、「販売実習」についてはC棟売店で実施する。</p> <p>農林業全般 (水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業) の生産管理に関わる基礎的な知識や技術を学ぶ「総合実習」と、各コースの専門的な生産技術を学ぶ「圃場実習 (栽培)」、「生産マネジメント実習 I、II (栽培)」については、実習圃場で、「大型機械実習 I」、「大型機械実習 II」については、機械研修場で実施する。</p> <p>「生産マネジメント実習 I、II (畜産)」</p>	<p>④実習施設の確保状況</p> <p>栽培関係の実習は主に本学内実習圃場を使用し、必要に応じて県試験研究機関の施設を利用する。林業の実習は県有林を、畜産の実習は本学内実習圃場及び県試験研究機関の施設を利用する。</p> <p>大型機械の実習は、大学附属施設の機械研修所で行う。</p> <p>また、県試験研究機関の施設を利用して実習が実施できるよう、県試験研究機関と取り決めを交わし、実習の事前・事後とも連携を深め、より良い授業づくりへの改善や、問題点・課題点の報告と解決に向けて、緊密な関係を構築して</p>

新	旧
<p>「<u>圃場実習（畜産）</u>」については、<u>管理の全般について理解するために行う実習は実習圃場で実習を行い、実践的な飼養管理技術を習得したり、先端技術を利用した最新の管理・調査スキルを習得するための実習は県有施設である畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターで実習を行う。</u></p> <p><u>畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターで行う実習については、通常の肥育管理等の業務の一部を担う形で実施する。畜産技術研究所は、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部2年次の実習を受け入れており、実施にあたってのノウハウが蓄積されていることから、静岡県立農林環境専門職大学の実習についても支障なく実施できる。</u></p> <p><u>「生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱ（林業）」、「演習林実習」、「木材加工実習」、「林業機械実習」については、管理の全般について理解するために行う実習は実習圃場で実習を行い、実践的な管理技術を習得したり、先端技術を利用した最新の管理・調査スキルを習得するための実習は県有林で実施する。</u></p> <p><u>県有林における実習については、伐採など十分な安全管理が必要な実習について、静岡県立農林環境専門職大学が実習を行う区域を設定して実施することとしており、支障なく実施できる。</u></p> <p><u>また、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。</u></p> <p><u>更に、実習圃場での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習</u></p>	<p>いく。</p>

新	旧
<p><u>担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。</u></p> <p>⑤実習水準の確保と対策</p> <p>実習実施にあたり実習計画を作成し、計画に沿って実施する。実習実施後は、問題点や課題について検証し、次年度の実習に反映させる。</p> <p>実習は<u>少人数グループで行い、各実習科目には指導に当たる教員を2人以上配置する。</u></p> <p>また、<u>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と兼任で、実習圃場管理と実習指導の補助に従事する非常勤（週 29 時間勤務）の技術職員 15 人を配置し、教員が行う指導を支援する。技術職員は、栽培管理の実習や簡易な成長調査、病虫害診断や収穫物の調査の際に、学生が的確かつ安全に実習が行えるよう、教員をサポートする。これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、実習指導の補助を行う上で支障はない。既設の静岡県立農林大学校では、同様の技術職員を 10 人配置しているが、静岡県立農林環境専門職大学では5人増員し、実習水準の確保に努める。</u></p> <p>⑥実習実施上の配慮</p> <p><u>学生の移動にかかる負担を軽減するため、県有施設へは、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用するマイクロバス 3 台（定員 22～29 人程度）で移動することを基本とし、畜産技術研究所については場内にある宿泊施設を利用することで、学生の移動に支障が生じないように、配慮する。</u></p>	<p>⑤実習水準の確保と対策</p> <p>実習実施にあたり実習計画を作成し、計画に沿って実習を実施する。実習実施後は、問題点や課題について検証し、次年度の実習に反映させる。</p> <p>実習は <u>10 人以下の少人数グループで行い、指導に当たる教員を2名以上配置する。</u></p>

19. <技術職員の配置計画が不明確>

技術職員を 15 名配置する計画であるが、同時期に設置予定の専門職短期大学と兼務する計画となっており、十分な実施体制となっているか疑義がある。本学における技術職員の役割を具体的に示しつつ教育研究上支障ない実施体制であることを説明すること。

(対応)

- ・静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、共用する実習圃場の管理と、実習指導の補助に従事する非常勤の技術職員 15 人（野菜 4 人、花き 2 人、茶 2 人、果樹 1 人、畜産 1 人、林業 2 人、農産加工 1 人、機械研修所 2 人）を配置する。
- ・この技術職員は非常勤（週 29 時間勤務）で、静岡県や農協の職員 O B 等、豊富な知識や技術、経験を有する者を配置する。
- ・この技術職員は、以下の業務に従事する。
 - ①実習圃場における、実習計画や圃場・施設の利用計画に基づき、播種や肥培管理、病虫害防除、収穫など日々の管理作業
 - ②実習時の教員のサポート
 - ③実習圃場で教員が行う研究活動における、農作物の生育管理作業
- ・実習圃場など附属施設での実習が円滑に行えるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。
- ・本学における技術職員の役割を具体的に示しつつ教育研究上支障ない実施体制であることを説明するため、「設置の趣旨等を記載した書類」34～35 ページの「8 施設・設備等の整備計画（3）校舎等施設の整備計画」及び 40～41 ページの「11 実習の具体的計画（1）学内施設及び県試験研究機関等での実習」に下記のとおり追記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34～35 ページ)

新	旧
<p>⑨附属施設(農場等)</p> <p>専門職大学設置基準第 49 条に定める附属施設として、農場については、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場 15,843 m²と機械研修所 36,656 m²を転用する。また、<u>牧場については、県有施設である畜産技術研究所(本所) 121.9ha と、畜産技術研究所中小家畜センター9.3ha を充てる。演習林については、本学の近隣にある県有林約 280ha を充てる(資料 27)。</u></p> <p><u>農場として使用する実習圃場は、効率的に管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用し、作物ごとに配置した技術職員が通常の管理業務を担う計画である。静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、実習の実施時間が重複しないように計画しており、支障なく実施できる。</u></p> <p>実習圃場は、トマトやイチゴ、メロン等の施設野菜やナス、オクラ等の露地野菜、切花や鉢花等の花き、お茶、果樹、しいたけ等を栽培可能な圃場であり、圃場実習や生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱといった栽培実習用だけでなく、プロジェクト研究といった研究用圃場としても用いることも<u>可能である</u>。設備については、栽培管理に必要な設備として、栽培棚や自動給液装置、複合環境制御装置、茶刈機、中刈機、スピードスプレイヤー、トラクター、溝切り機、運搬車等を整備する。また試験用設備として、環境測定機器(温湿度計、日射計、風速計、データロガー等)を整備する。</p> <p>機械研修場には、トラクターやフォークリフトなどの農業に関する機械と試験コースがあり、実習を通じて農業機械の操作技術や安全な使用方法を学ぶ。</p>	<p>⑨附属施設(圃場等)</p> <p>本学は農学分野の学部であり、専門職大学設置基準第 49 条に定める附属施設の圃場として、敷地内の静岡県立農林大学校の既存の実習圃場 15,843 m²(建物 15 棟延床面積 2,043 m²、温室等 24 棟延床面積 4,600 m²、露地 9,200 m²)を転用する。実習圃場は、トマトやイチゴ、メロン等の施設野菜やナス、オクラ等の露地野菜、切花や鉢花等の花き、お茶、果樹、しいたけ等を栽培可能な圃場であり、圃場実習や生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱといった栽培実習用だけでなく、プロジェクト研究といった研究用圃場としても<u>用いる</u>。設備については、栽培管理に必要な設備として、栽培棚や自動給液装置、複合環境制御装置、茶刈機、中刈機、スピードスプレイヤー、トラクター、溝切り機、運搬車等を整備する。また試験用設備として、環境測定機器(温湿度計、日射計、風速計、データロガー等)を整備する。</p> <p>機械研修場には、トラクターやフォークリフトなどの農業に関する機械と試験コースがあり、実習を通じて農業機械の操作技術を学ぶ。<u>また、附属施設ではないが、県有施設である農林技</u></p>

新	旧
<p><u>実習圃場を管理・運営するために、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と兼任の非常勤(週 29 時間勤務)の技術職員 15 人(野菜 4 人、花き 2 人、茶 2 人、果樹 1 人、畜産 1 人、林業 2 人、農産加工 1 人、機械研修場 2 人)を配置する。技術職員は、実習計画や圃場・施設の利用計画に基づき、播種や肥培管理、病虫害防除、収穫などの作業に従事するとともに、実習実施時には、教員をサポートする。また、実習圃場で行う研究活動においても、生育管理などの作業を担うこととし、教育研究上、支障がない実施体制を整える。</u></p> <p><u>これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、圃場を管理・運営する上で支障はない。</u></p> <p><u>また、実習圃場など附属施設での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。</u></p> <p><u>牧場として使用する畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターは、県の畜産振興に係る技術開発のための研究拠点として、必要な施設や圃場、設備が整備されており、また、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部2年次の実習を受け入れていることから、静岡県立農林環境専門職大学の実習実施についても支障なく実施できる。</u></p> <p><u>演習林として使用する県有林では、林道等の測量や森林調査、伐採といった実習を行うことが可能であり、静岡県立農林環境専門職大学の実習実施についても支障なく実施できる。</u></p>	<p><u>術研究所や畜産技術研究所などにおいて、研究所実習や圃場実習等を実施する。</u></p>

新	旧
<p>なお、<u>静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と、県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。</u></p>	

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (40～41 ページ)

新	旧
<p>11 実習の具体的計画 (1)学内<u>施設</u>及び県試験研究機関等での実習 ①実習の目的 1年次に行う「<u>総合実習</u>」、<u>2年次前期</u>に行う「<u>圃場実習 (栽培)</u>」、「<u>演習林実習</u>」、「<u>圃場実習 (畜産)</u>」では基礎的な生産技術を、<u>2年次後期</u>に行う「<u>生産マネジメント実習 I (栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 I (林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 I (畜産)</u>」では応用的な技術や基礎的なマネジメント能力を、3年次に行う「<u>生産マネジメント実習 II (栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 II (林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 II (畜産)</u>」では実践的なマネジメント能力を学ぶことを目的とする。</p> <p>②実習の目標 (略)</p> <p>③実習の計画 ア 1年次 農林業全般 (水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業) の生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「<u>総合実習</u>」を配置する。</p>	<p>11 実習の具体的計画 (1)学内<u>圃場</u>及び県試験研究機関等での実習 ①実習の目的 1年次に行う「<u>総合実習</u>」、「<u>圃場実習 (栽培)</u>」、「<u>演習林実習</u>」、「<u>圃場実習 (畜産)</u>」では基礎的な生産技術を、<u>2年次</u>に行う「<u>生産マネジメント実習 I (栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 I (林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 I (畜産)</u>」では応用的な技術や基礎的なマネジメント能力を、3年次に行う「<u>生産マネジメント実習 II (栽培)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 II (林業)</u>」、「<u>生産マネジメント実習 II (畜産)</u>」では実践的なマネジメント能力を学ぶことを目的とする。</p> <p>②実習の目標 (略)</p> <p>③実習の計画 ア 1年次 農林業全般 (水稻、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業) の生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「<u>総合実習</u>」と、<u>栽培領域、林業領域、畜産領域に分かれて、それぞれの分野の基礎的な生産技術を学ぶ「圃場実習 (栽培)</u>」、「<u>演習林実習</u>」、「<u>圃場実習 (畜産)</u>」を配置する。</p>

新	旧
<p>イ 2年次</p> <p><u>前期には、栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、それぞれの分野の基礎的な生産技術を学ぶ「圃場実習（栽培）」、「演習林実習」、「圃場実習（畜産）」を配置する。</u></p> <p><u>また、トラクターなど大型機械の知識や操作技術、安全な使用方法について学ぶ「大型機械実習Ⅰ」を配置する。</u></p> <p><u>さらに、生産現場の管理を行う場合には、PDCAサイクルや新技術への対応力が必要となる。このため、後期には、生産現場での実践（Do）を通じ、計画（Plan）策定に必要な施設・圃場・作物・生産資材などの情報収集の方法や費用や利益の計算方法、新技術への対応、また、栽培終了後の評価（Check）方法、評価結果を次の作にどのように生かせばよいのか考える（Action）「生産マネジメント実習Ⅰ（栽培）」、「生産マネジメント実習Ⅰ（林業）」、「生産マネジメント実習Ⅰ（畜産）」の3科目を配置する。</u></p> <p>ウ 3年次</p> <p>2年次までの学習をもとに、PDCAサイクルを意識した生産管理について学ぶ「生産マネジメント実習Ⅱ（栽培）」、「生産マネジメント実習Ⅱ（林業）」、「生産マネジメント実習Ⅱ（畜産）」の3科目を配置する。また、大型機械についてのより高度な知識や技能について学ぶ「大型機械実習Ⅱ」と「林業機械実習」、加工について学ぶ「食品加工実習」と「<u>木材加工実習</u>」を配置する。また、販売の実践について学ぶ「販売実習」を配置する。</p> <p>④実習施設の確保状況</p> <p><u>「食品加工実習」についてはB棟の加工実験室、「販売実習」についてはC棟売店で実施する。</u></p>	<p>イ 2年次</p> <p>生産現場の管理を行う場合には、PDCAサイクルや新技術への対応力が必要となる。このため、生産現場での実践（Do）を通じ、計画（Plan）策定に必要な施設・圃場・作物・生産資材などの情報収集の方法や費用や利益の計算方法、新技術への対応、また、栽培終了後の評価（Check）方法、評価結果を次の作にどのように生かせばよいのか考える（Action）「生産マネジメント実習Ⅰ（栽培）」、「生産マネジメント実習Ⅰ（林業）」、「生産マネジメント実習Ⅰ（畜産）」の3科目を配置する。<u>また、農業生産工程管理について学ぶ「GAP 演習」、林業領域では森林認証制度について学ぶ「森林認証演習」と森林の調査や森林施業プラン（森林施業提案書）について学ぶ「森林施業プラン演習」を配置する。</u></p> <p><u>さらに、トラクターなど大型機械の知識や操作技術について学ぶ「大型機械実習Ⅰ」を配置する。</u></p> <p>ウ 3年次</p> <p>2年次までの学習をもとに、PDCAサイクルを意識した生産管理について学ぶ「生産マネジメント実習Ⅱ（栽培）」、「生産マネジメント実習Ⅱ（林業）」、「生産マネジメント実習Ⅱ（畜産）」の3科目を配置する。また、大型機械についてのより高度な知識や技能について学ぶ「大型機械実習Ⅱ」と「<u>林業機械実習</u>」、加工について学ぶ「<u>食品加工実習</u>」と「<u>林業加工実習</u>」を配置する。また、販売の実践について学ぶ「販売実習」を配置する。</p> <p>④実習施設の確保状況</p> <p><u>栽培関係の実習は主に本学内実習圃場を使用し、必要に応じて県試験研究機関の施設を利用する。林業の実習は県有林を、畜産の実</u></p>

新	旧
<p>農林業全般（水稲、茶、野菜、果樹、花き、畜産、林業）の生産管理に関わる基礎的な知識や技術を学ぶ「総合実習」と、各コースの専門的な生産技術を学ぶ「圃場実習（栽培）」、「生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱ（栽培）」については、実習圃場で、「大型機械実習Ⅰ」、「大型機械実習Ⅱ」については、機械研修場で実施する。</p> <p>「生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱ（畜産）」、「圃場実習（畜産）」については、管理の全般について理解するために行う実習は実習圃場で実習を行い、実践的な飼養管理技術を習得したり、先端技術を利用した最新の管理・調査スキルを習得するための実習は県有施設である畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターで実習を行う。</p> <p>畜産技術研究所及び畜産技術研究所中小家畜センターで行う実習については、通常の肥育管理等の業務の一部を担う形で実施する。畜産技術研究所は、これまでも既設の静岡県立農林大学校養成部２年次の実習を受け入れており、実施にあたってのノウハウが蓄積されていることから、静岡県立農林環境専門職大学の実習についても支障なく実施できる。</p> <p>「生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱ（林業）」、「演習林実習」、「木材加工実習」、「林業機械実習」については、管理の全般について理解するために行う実習は実習圃場で実習を行い、実践的な管理技術を習得したり、先端技術を利用した最新の管理・調査スキルを習得するための実習は県有林で実施する。</p> <p>県有林における実習については、伐採など十分な安全管理が必要な実習について、静岡県立農林環境専門職大学が実習を行う区域を設定して実施することとしており、支障なく実施できる。</p> <p>また、静岡県立農林環境専門職大学及び静</p>	<p>習は本学内実習圃場及び県試験研究機関の施設を利用する。</p> <p>大型機械の実習は、大学附属施設の機械研修所で行う。</p> <p>また、県試験研究機関の施設を利用して実習が実施できるよう、県試験研究機関と取り決めを交わし、実習の事前・事後とも連携を深め、より良い授業づくりへの改善や、問題点・課題点の報告と解決に向けて、緊密な関係を構築していく。</p>

新	旧
<p><u>岡山立農林環境専門職大学短期大学部と県試験研究機関等との間で、教育研究の進め方などを協議する連携会議を設け、中長期的な施設・設備の利用について調整する体制を整える計画であり、教育研究上、支障なく実施することができる。</u></p> <p><u>更に、実習圃場での実習を円滑に実施できるよう、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実習担当教員や、技術職員等からなる「実習圃場委員会」を合同で設置し、実習の実施体制や実習計画、圃場・施設の利用計画、作物の作付計画などを策定する。</u></p> <p>⑤実習水準の確保と対策</p> <p>実習実施にあたり実習計画を作成し、計画に沿って実施する。実習実施後は、問題点や課題について検証し、次年度の実習に反映させる。</p> <p>実習は<u>少人数グループで行い、各実習科目には指導に当たる教員を2人以上配置する。</u></p> <p>また、<u>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と兼任で、実習圃場管理と実習指導の補助に従事する非常勤（週 29 時間勤務）の技術職員 15 人を配置し、教員が行う指導を支援する。技術職員は、栽培管理の実習や簡易な成長調査、病虫害診断や収穫物の調査の際に、学生が的確かつ安全に実習が行えるよう、教員をサポートする。これらの技術職員には、静岡県や農業協同組合の職員OB等、豊富な知識や技術、経験を有する者を充てる計画であり、実習指導の補助を行う上で支障はない。既設の静岡県立農林大学校では、同様の技術職員を 10 人配置しているが、静岡県立農林環境専門職大学では5人増員し、実習水準の確保に努める。</u></p> <p>⑥実習実施上の配慮</p>	<p>⑤実習水準の確保と対策</p> <p>実習実施にあたり実習計画を作成し、計画に沿って実習を実施する。実習実施後は、問題点や課題について検証し、次年度の実習に反映させる。</p> <p>実習は <u>10 人以下の少人数グループで行い、指導に当たる教員を2名以上配置する。</u></p>

新	旧
<p><u>学生の移動にかかる負担を軽減するため、県有施設へは、静岡県立農林環境専門職大学と静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が共用するマイクロバス3台（定員22～29人程度）で移動することを基本とし、畜産技術研究所については場内にある宿泊施設を利用することで、学生の移動に支障が生じないよう、配慮する。</u></p>	

20. <書類不備>

申請書類に誤記や言葉の不一致が散見されるので、適切に修正すること。

(対応)

この度の御意見を踏まえ、申請書類の誤記や言葉の不一致について点検した結果、「授業科目の概要」「シラバス」「校地校舎等の図面」「学則」「教授会規程」「設置の趣旨を記載した書類」「教員名簿」「教員個人調書」の誤記や不一致等があったため、下記の通り修正する。

1 専門職大学等における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧

新	旧
基礎科目	基礎科目
茶道 選択 1単位	
華道 選択 1単位	
保健体育Ⅰ 必修 2単位	保健体育Ⅰ 必修 2単位
保健体育Ⅱ 選択 2単位	保健体育Ⅱ 選択 2単位
小計 23科目 44単位	小計 21科目 42単位
合計 25科目 46単位	合計 23科目 44単位

2 授業科目の概要

誤記や不一致について修正する。

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
(6ページ) 海外農林業事情	(5ページ) 海外農林業事情
日本国内の人口減少によって食料の国内需要は減少する一方、世界では人口が増加し、世界需要の増加が見込まれている。このため、国では農林水産物・食品の輸出を促進している。農林業者が輸出に取り組むためには、輸出を行うための基本知識やグローバルマーケットの戦略的な開拓が必要であり、海外の農林業事情を把握することが必要となる。本科目では、海外の先進的な経営体や農林業関連企業などを訪問し、海外の農林業の最新の動きを学ぶことを目的とする。	日本国内の人口減少によって食料の国内需要は減少する一方、世界では人口が増加し、世界需要の増加が見込まれている。このため、国では農林水産物・食品の輸出を促進している。農林業者が輸出に取り組むためには、輸出を行うための基本知識やグローバルマーケットの戦略的な開拓が必要であり、海外の農林業事情を把握する必要となる。本科目では、海外の先進的な経営体や農林業関連企業などを訪問し、海外の農林業の最新の動きを学ぶことを目的とする。

新	旧
<p>(8 ページ)</p> <p>栽培学</p> <p>栽培学は、栽培の原理、理論を学ぶ科目であり、栽培を学ぶ基礎となる。本科目では、作物の分類や作物の形態とその機能、生産に係わる温度や光、水、空気、土壌などの環境条件や、耕起、施肥、水管理、病虫害や雑草の防除などの一連の栽培管理など、<u>実際に栽培する際に必要となる基礎知識を体系的に学ぶことを目標とする。</u>また、エネルギーを多投入してきた近代農業の問題点を明らかにし、低投入持続的農業、環境保全型農業技術の重要性を理解する。</p>	<p>(7 ページ)</p> <p>栽培学</p> <p>栽培学は、栽培の原理、理論を学ぶ科目であり、栽培を学ぶ基礎となる。本科目では、作物の分類や作物の形態とその機能、生産に係わる温度や光、水、空気、土壌などの環境条件や、耕起、施肥、水管理、病虫害や雑草の防除などの一連の栽培管理など、<u>実際の栽培する際に必要となる基礎知識を体系的に学ぶことを目標とする。</u>また、エネルギーを多投入してきた近代農業の問題点を明らかにし、低投入持続的農業、環境保全型農業技術の重要性を理解する。</p>
<p>(8 ページ)</p> <p>園芸学</p> <p>静岡県は、イチゴやトマト、レタスなどの野菜、ガーベラやバラなどの花き、ミカンなどの果樹など園芸作物の栽培が盛んな県であり、これらは本県の主要産品となっている。本科目では、園芸の起源と歴史、園芸作物の成長と形態、養分の吸収・光合成と転流・利用、環境制御、繁殖と改良に加え、<u>園芸作物がもつ癒しの機能</u>など、園芸作物の栽培ならびに生産物の取扱いの基礎となる園芸学全般について学ぶ。また、園芸作物は化石燃料を多く使用するため、環境に配慮した栽培についても考える。</p>	<p>(8 ページ)</p> <p>園芸学</p> <p>静岡県は、イチゴやトマト、レタスなどの野菜、ガーベラやバラなどの花き、ミカンなどの果樹など園芸作物の栽培が盛んな県であり、これらは本県の主要産品となっている。本科目では、園芸の起源と歴史、園芸作物の成長と形態、養分の吸収・光合成と転流・利用、環境制御、繁殖と改良に加え、<u>園芸作物がもつ癒しなど機能</u>など、園芸作物の栽培ならびに生産物の取扱いの基礎となる園芸学全般について学ぶ。また、園芸作物は化石燃料を多く使用するため、環境に配慮した栽培についても考える。</p>
<p>(13 ページ)</p> <p>農林業のための先端技術</p> <p>各種センサー、モニタリング手法、AI（人工知能）、ロボット等の技術について技術革新が進む中、農業においてもこれら情報科学と農業科学の融合が求められている。これは経営の大規模化、軽労化技術や安全な農産物への要望、気象災害の増加に対して、従来の経験知や労働集約型管理による農業から、情報処理・機械制御技術を活用した農業への変換であり、その適用</p>	<p>(12 ページ)</p> <p>農林業のための先端技術</p> <p>各種センサー、モニタリング手法、AI（人工知能）、ロボット等の技術について技術革新が進む中、農業においてもこれら情報科学と農業科学の融合が求められている。これは経営の大規模化、軽労化技術や安全な農産物への要望、気象災害の増加に対して、従来の経験知や労働集約型管理による農業から、情報処理・機械制御技術を活用した農業への変換であり、その適用</p>

新	旧
<p>場面も施設栽培だけでなく土地利用型農業にも及んでいる。また、我が国では<u>実用化はされていないもの</u>、多収やストレス耐性の強化等を目標とした遺伝子組み替えに関する研究が進められており、温暖化や水不足の深刻化が予想される中、農業生産の安定化の手段として有望視されている。本授業では、これら先端技術の導入や研究開発を学ぶことで、将来の農業経営に資する。</p>	<p>場面も施設栽培だけでなく土地利用型農業にも及んでいる。また、我が国では<u>実用化はされていないもの</u>、多収やストレス耐性の強化等を目標とした遺伝子組み替えに関する研究が進められており、温暖化や水不足の深刻化が予想される中、農業生産の安定化の手段として有望視されている。本授業では、これら先端技術の導入や研究開発を学ぶことで、将来の農業経営に資する。</p>
<p>(19 ページ) 圃場実習 (栽培)</p> <p>栽培の全般について理解するため、作物、野菜、果樹、花の栽培管理の実習とともに、簡易な成長調査、病虫害診断、収穫物の調査を行う。<u>これらの実習を通じて、生育管理、病虫害管理、肥培管理の基礎を学ぶとともに、環境に配慮した農業のあり方を学ぶ。また、成長に伴う生育調査、病虫害診断の技術、収穫物の調査を通じた選果や選別の技術について学習する。</u></p>	<p>(17 ページ) 圃場実習 (栽培)</p> <p>栽培の全般について理解するため、作物、野菜、果樹、花の栽培管理の実習とともに、簡易な成長調査、病虫害診断、収穫物の調査を行う。<u>これらの実習を通じて、生育管理、病虫害管理、肥培管理の基礎を学ぶとともに、環境に配慮した農業のあり方を学ぶ。成長に伴う生育調査、病虫害診断の技術、収穫物の調査を通じた選果や選別の技術について学習する。これらの実習を通じて、生育管理、病虫害管理、肥培管理の基礎を学ぶとともに、環境に配慮した農業のあり方や効率的な栽培管理について学ぶ。</u></p>
<p>(20 ページ) 生産マネジメント実習Ⅱ (栽培)</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を行うためには生産性向上が不可欠であり、P D C Aサイクルを意識した生産管理が必要である。本科目では、「生産マネジメント実習Ⅰ」で学んだ内容を踏まえ、生産現場におけるマネジメントを学ぶ。栽培する作目や栽培面積に応じた栽培の計画と、その計画に沿った時期別の栽培管理、雇用等の人員配置、肥料・農薬などの資材の使用計画などにもとづき、収益と支出を把握し、データ等で分析を実施する。これらを繰り返すP D C Aサイクルに基づき、計画と実績の比較を</p>	<p>(18 ページ) 生産マネジメント実習Ⅱ (栽培)</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を行うためには生産性向上が不可欠であり、P D C Aサイクルを意識した生産管理が必要である。本科目では、「生産マネジメント実習Ⅰ」で学んだ内容を踏まえ、生産現場におけるマネジメントを学ぶ。栽培する作目や栽培面積に応じた栽培の計画と、その計画に沿った時期別の栽培管理、雇用等の人員配置、肥料・農薬などの資材の使用計画などにもとづき、収益と支出を把握し、データ等で分析を実施する。これらを繰り返すP D C Aサイクルに基づき、計画と実績の比較を</p>

新	旧
行くと共に成功や失敗の要因について分析し、分析結果を経営に生かす方法を考える。実習はグループに分かれて行う。	行いうと伴に成功や失敗の要因について分析し、分析結果を経営に生かす方法を考える。実習はグループに分かれて行う。
(21 ページ) 林業機械実習 林業機械化の進展は、労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減などに大きく貢献し、現代の林業では欠かせないものとなっている。本科目では、伐木造材、架線集材、 <u>機械</u> 集材、育林に使用する林業機械の操作方法について学ぶ。また、近年導入が進んでいる作業の効率化や身体への負担の軽減等、性能が著しく高い高性能林業機械の種類と基本操作について学ぶ。	(21 ページ) 林業機械実習 林業機械化の進展は、労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減などに大きく貢献し、現代の林業では欠かせないものとなっている。本科目では、伐木造材、架線集材、 <u>機会</u> 集材、育林に使用する林業機械の操作方法について学ぶ。また、近年導入が進んでいる作業の効率化や身体への負担の軽減等、性能が著しく高い高性能林業機械の種類と基本操作について学ぶ。

3 シラバス

誤記や不一致について修正する。

(新旧対照表) シラバス

新	旧
(6 ページ) (担当教員名の追記) 【別紙20-1】	(3 ページ) 【別紙20-2】
(8 ページ) (担当教員名の追記) 【別紙20-3】	(6 ページ) 【別紙20-4】
(11 ページ) (担当教員名の追記) 【別紙20-5】	(7 ページ) 【別紙20-6】
(12 ページ) 履修年次 2年 <u>前期</u> (集中)	(8 ページ) 履修年次 2年 <u>夏期</u> (集中)
(13 ページ) 履修年次 3年 <u>前期</u> (集中)	(9 ページ) 履修年次 3年 <u>夏期</u> (集中)
(18 ページ) 【別紙20-7】	(15 ページ) 【別紙20-8】

新	旧
<p>(19ページ) (担当教員名の追記) 【別紙20-9】</p>	<p>(16ページ) 【別紙20-10】</p>
<p>(30ページ) (担当教員名の追記、関連科目の修正) 【別紙20-11】</p>	<p>(34ページ) 【別紙20-12】</p>
<p>(47ページ) (担当教員名の追記) 【別紙20-13】</p>	<p>(44ページ) 【別紙20-14】</p>
<p>(64ページ) 教員名 前田節子、<u>池ヶ谷篤</u></p>	<p>(77ページ) 教員名 前田節子</p>
<p>(70ページ) 教員名 大石竜、太田智、<u>中野敬之、中根健、山家一哲、坂口良介、五十右薫、増田壽彦</u></p>	<p>(66ページ) 教員名 大石竜、太田智</p>
<p>(73ページ) 教員名 大石竜、太田智、<u>中野敬之、中根健、山家一哲、坂口良介、五十右薫、増田壽彦</u></p>	<p>(69ページ) 教員名 大石竜、太田智</p>
<p>(78ページ) 履修年次 3年前期 (集中) 授業時間 (集中)</p>	<p>(74ページ) 履修年次 3年集中 授業時間 (記載ナシ)</p>
<p>(85ページ) 教員名 内藤博敬、<u>吉村親</u></p>	<p>(85ページ) 教員名 <u>丹羽康夫、内藤博敬</u></p>

4 校地校舎等の図面

誤記や不一致について修正する。

校地校舎等の図面（15ページ）

新		旧	
5 施設整備スケジュール		5 施設整備スケジュール	
	(略)		(略)
A棟 改修工事	(略)	本校舎 改修工事	(略)
B棟 建築工事	(略)	新校舎 建築工事	(略)
C棟 (工事なし)	(略)	研究部棟 (工事なし)	(略)

5 学則

誤記や不一致について修正するとともに、法令や他大学の事例も確認した上で下記の通り修正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">静岡県立農林環境専門職大学学則（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 （略） （自己点検・評価）</p> <p>第2条 本学は、その<u>教育研究</u>の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における<u>教育研究活動等</u>の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</p> <p>2 （略） （情報の公表）</p> <p>第3条 本学は、大学としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本学における<u>教育研究活動等</u>の状況について<u>情報</u>を公表する。</p> <p>2 前項の情報の<u>公表</u>に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織</p> <p>第4条 （略） （人材養成等教育研究上の目的）</p> <p>第4条の2 本学における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">生産環境経営学部 農林業生産及び経営に関する実践的な技術や知識を修得し、農林業を通じて地域社会の発展に貢献できる専門職業人を養成する。</p> <p>第5条から第7条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">静岡県立農林環境専門職大学学則（案）</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 （略） （自己点検・評価）</p> <p>第2条 本学は、その<u>教育</u>の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における<u>教育活動等</u>の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</p> <p>2 （略） （情報の公表）</p> <p>第3条 本学は、大学としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本学における<u>教育活動等</u>の状況について<u>公開</u>する。</p> <p>2 前項の情報の<u>公開</u>に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織</p> <p>第4条 （略） （人材養成等教育研究上の目的）</p> <p>第4条の2 本学における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">生産環境経営学部 農林業生産及び経営に関する実践的な技術や知識を修得し、農林業を通じて地域社会の発展に貢献できる専門職業人を養成する。</p> <p>第5条から第7条 （略）</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3章 職員組織</p> <p>(職員)</p> <p>第8条 本学^に学長、教授、准教授、講師、<u>助教、事務職員、技術職員</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条の2から第9条 (略)</p> <p>(図書館長)</p> <p>第10条 図書館に館長を置き、<u>本学又は第7条に規定する併設短期大学の教授をもって充てる。</u></p> <p>第11条から第15条 (略)</p> <p>(教育課程<u>連携</u>協議会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 教育課程<u>連携</u>協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の<u>職員をもって</u>構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告する。</p> <p>3 教育課程<u>連携</u>協議会に<u>関し必要な事項は、別に</u>定める。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 職員組織</p> <p>(<u>教職員</u>)</p> <p>第8条 本学^に学長、教授、准教授、講師、<u>助教、助手、事務職員、技術職員</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条の2から第9条 (略)</p> <p>(図書館長)</p> <p>第10条 図書館に館長を置き、<u>教授をもって充てる</u></p> <p>第11条から第15条 (略)</p> <p>(教育課程<u>連絡</u>協議会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 教育課程<u>連携</u>協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の<u>教職員を持って</u>構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告する。</p> <p>3 教育課程<u>連携</u>協議会<u>の運営に関しては別に</u>定める。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 学年、学期及び休業日</p> <p>第17条から第21条 (略)</p> <p>(在学年限)</p> <p>第22条 学生は、8年を超えて在学できない。ただし、第28条<u>第1項</u>の規定により入学した学生は、<u>同条第2項の規定</u>により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 学年、学期及び休業日</p> <p>第17条から第21条 (略)</p> <p>(在学年限)</p> <p>第22条 学生は、8年を超えて在学できない。ただし、第28条<u>1項</u>の規定により入学した学生は、<u>第28条第2項の規程</u>により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第7章 入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>次条第3号から第5号までに該当する者(第5号にあっては、<u>国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者</u>で満18歳に達した<u>者</u>に限る。)</u>並びに第28条に規定する者については、学期の始めとすることができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する<u>者</u>とする。</p> <p>(1)から(4) (略)</p> <p>(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす<u>もの</u>に限る。)で文部科学大臣が<u>別に指定するもの</u>を文部科学大臣が定める日以降に修了した者</p> <p>(6) <u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</u>で、<u>18歳に達した者</u></p> <p>第25条から第26条 (略)</p> <p>(入学手続き及び入学許可)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 学長は前項の<u>入学手続きを完了した者</u>に入学を許可する。</p> <p>(編入学、転入学及び再入学)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)から(2) (略)</p> <p>(3) その他大学において、相当の年齢に達し、<u>短期大学を卒業した者</u>と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>2 前項の<u>規定</u>により入学を許可された者の</p>	<p style="text-align: center;">第7章 入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>次条第1項第3号から第5号までに該当する者(第5号にあっては、<u>国際バカロレア資格</u>を有する者</u>で満18歳に達した<u>もの</u>に限る。)並びに第28条に規定する者については、学期の始めとすることができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する<u>もの</u>とする。</p> <p>(1)から(4) (略)</p> <p>(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす<u>もの</u>に限る。)で文部科学大臣が<u>指定するもの</u>を文部科学大臣が定める日以降に修了した者</p> <p>(6) <u>文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</u></p> <p>第25条から第26条 (略)</p> <p>(入学手続き及び入学許可)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 学長は前項の<u>入学手続きを完了したもの</u>に入学を許可する。</p> <p>(編入学、転入学及び再入学)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)から(2) (略)</p> <p>(3) その他大学において、相当の年齢に達し、<u>短期大学を卒業したもの</u>と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>2 前項の<u>規程</u>により入学を許可された者の</p>

新	旧
<p>既に履修した授業科目及び単位数の<u>取扱い</u>並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8章 教育課程及び履修方法等 (教育課程の編成方針)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>による授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。 (授業科目)</p> <p>第30条 授業科目は、<u>基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける</u>。授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業を<u>もって</u>1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業を<u>もって</u>1単位とする。</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、プロジェクト研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>第32条から第33条 (略) (単位の授与)</p> <p>第34条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。<u>ただし、第31条第2項に規定</u></p>	<p>既に履修した授業科目及び単位数の<u>取り扱い</u>並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8章 教育課程及び履修方法等 (教育課程の編成方針)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規程</u>による授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>3 <u>教務委員会及び教育課程連携推進協議会に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>4 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。 (授業科目)</p> <p>第30条 授業科目は、<u>基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目に分かれる</u>。授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業を<u>持って</u>1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業を<u>持って</u>1単位とする。</p> <p>2 前項の<u>規程</u>にかかわらず、プロジェクト研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>第32条から第33条 (略) (単位の授与)</p> <p>第34条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。</p>

新	旧
<p>する授業科目については、<u>試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。</u></p> <p>2 <u>単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(試験の方法)</p> <p>第35条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭によって行う。</p> <p>(他大学における授業科目の履修等)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により<u>修得</u>したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（<u>専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第28条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。</u>）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための<u>実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）</u>を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学省告示第109号（平成29年9月）第4条により、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、<u>別に定めるところにより、30単位</u>を超えない範囲で単位を与えることができる。</p>	<p>(試験の方法)</p> <p>第35条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭によって行う。<u>ただし実習、実技、実験等は学修の成果を総合的に評価して行うことができる。</u></p> <p>(他大学における授業科目の履修等)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により<u>習得</u>したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（<u>大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。</u>）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための<u>実践的な能力</u>を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学省告示第109号（平成29年9月）第4条により、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、<u>30単位</u>を超えない範囲で単位を与えることができる。</p>

新	旧
<p>4 <u>前3項</u>によって修得したものとみなし、又は与えることができる<u>単位</u>については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、<u>第36条第1項及び第2項</u>により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第38条 学生が、職業を有している等の事情により、<u>修業年限を超えて</u>一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、<u>別に定めるところにより</u>、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>(成績の評価)</p> <p>第39条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの<u>評語</u>をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。</u></p> <p>第9章 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第40条 本学に4年(<u>第28条第1項</u>の規定により入学した者は、<u>同条第2項</u>の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修して、次に定める科目ごとの単位数及び卒業必要単位数以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。</p>	<p>4 <u>前1項から3項</u>によって修得したものとみなし、又は与えることができる<u>単位</u>については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、<u>第36条1項</u>により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第38条 学生が、職業を有している等の事情により、<u>修業年限を越えて</u>一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>(成績)</p> <p>第39条 授業科目の試験の成績はS、A、B、C、Dの<u>評価</u>で表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。</p> <p>第9章 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第40条 本学に4年(<u>第27条第1項</u>の規定により入学した者は、<u>第28条第2項</u>により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修して、次に定める科目ごとの単位数及び卒業必要単位数以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。</p>

新						旧					
	基礎 科目	職業 専門 科目	展開 科目	総合 科目	卒業 必要 単位		基礎 科目	職業 専門 科目	展開 科目	総合 科目	卒業 必要 単位
生産 環境 経営 学科	20単 位	<u>85</u> 単 位	20単 位	<u>4</u> 単 位	<u>129</u> 単 位	生産 環境 経営 学科	20単 位	<u>60</u> 単 位	20単 位	<u>14</u> 単 位	124単 位
2 (略) (学位授与) 第41条 (略)						2 (略) (学位授与) 第41条 (略)					

新	旧
<p style="text-align: center;">第10章 休学、転学、留学、退学及び除籍</p> <p>(休学)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(休学期間)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 休学期間は、通算して3年を<u>超える</u>ことができない。</p> <p>3 休学期間は、第22条の在学期間には<u>算入しない</u>。</p> <p>第44条から第45条 (略)</p> <p>(留学)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 前項の許可を得て留学した期間は、<u>第40条</u>に定める在学期間を含めることができる。</p> <p>3 第36条の規定は、<u>第1項の規定により外国</u>の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第22条</u>に定める在学年限を超えた者</p> <p>(3) <u>第43条第2項</u>に定める休学期間を超えてなお修学できない者</p> <p>(4)から(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 賞罰</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項</u>に関して、別に<u>規程及びガイドライン</u>を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 休学、転学、留学、退学及び除籍</p> <p>(休学)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>(休学期間)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 休学期間は、通算して3年を<u>越える</u>ことができない。</p> <p>3 休学期間は、第22条の在学期間には<u>参入しない</u></p> <p>第44条から第45条 (略)</p> <p>(留学)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 前項の許可を得て留学した期間は、<u>第22条</u>に定める在学期間を含めることができる。</p> <p>3 第36条の規定は、<u>外国</u>の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第21条</u>に定める在学年限を超えた者</p> <p>(3) <u>第42条第2項</u>に定める休学期間を超えてなお修学できない者</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 賞罰</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び第2項</u>に関して、別に<u>規定及びガイドライン</u>を定めるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第12章 <u>学生寮及び厚生施設</u> (学生寮)</p> <p>第51条 <u>本学</u>に学生寮を置く。 2 <u>学生寮</u>に関し必要な事項は、別に定める。 (厚生施設)</p> <p>第52条 学生の福利厚生を図るため、<u>食堂その他</u>の厚生施設を置く。</p> <p style="text-align: center;">第13章 研究生、委託生、科目等履修生、<u>社会人聴講生、特別聴講学生</u>及び外国人留学生 (研究生)</p> <p>第53条 (略) (委託生)</p> <p>第54条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、<u>本学の教育研究</u>に支障のない範囲において、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。 2 <u>研究期間</u>は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。 (科目等履修生)</p> <p>第55条 (略) (社会人聴講生)</p> <p>第56条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、<u>本学の教育</u>に支障のない範囲において社会人聴講生として聴講を許可することができる。 2から3 (略) (特別聴講学生)</p> <p>第57条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との<u>協議</u>に基づき、<u>特別聴講学生</u>として入学を許可することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第12章 <u>厚生施設</u> (厚生施設)</p> <p>第51条 学生の福利厚生を図るため、<u>厚生施設</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">第13章 研究生、委託生、科目等履修生、<u>聴講生</u>及び外国人留学生 (研究生)</p> <p>第52条 (略) (委託生)</p> <p>第53条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、<u>教育研究</u>に支障のない範囲において、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。 2 <u>研究期間</u>は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。 (科目等履修生)</p> <p>第54条 (略) (社会人聴講生)</p> <p>第55条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、<u>教育</u>に支障のない範囲において社会人聴講生として聴講を許可することができる。 2から3 (略) (特別聴講生)</p> <p>第56条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との<u>協定</u>に基づき、<u>特別聴講生</u>として入学を許可することができる。</p>

新	旧
<p>(外国人留学生)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>(研究生等に関する規定)</p> <p><u>第59条</u> 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、<u>特別聴講学生及び外国人留学生</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14章 入学検定料、入学金及び授業料等</p> <p>(入学検定料、入学金、授業料、<u>研究料及び聴講料</u>)</p> <p><u>第60条</u> 入学検定料、入学金、授業料、研究料及び聴講料(以下「<u>授業料等</u>」という。)の額は、別に定める。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p><u>第61条</u> <u>授業料は</u>、年額の2分の1に相当する額を次の2期に区分して、それぞれの当該期日までに納付しなければならない。</p> <p>前学期分 4月25日まで</p> <p>後学期分 10月25日まで</p> <p>(復学の場合の授業料)</p> <p><u>第62条</u> 前学期又は後学期の中途において<u>復学した者</u>は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。</p> <p>(学年の途中で卒業する場合の授業料)</p> <p><u>第63条</u> (略)</p> <p>(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)</p> <p><u>第64条</u> 前学期又は後学期の中途において休学、退学、<u>転学又は除籍した者</u>から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料等の減免等)</p> <p><u>第65条</u> 経済的理由により<u>授業料等</u>の納入が</p>	<p>(外国人留学生)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>(研究生等に関する規定)</p> <p><u>第58条</u> 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、<u>特別聴講生</u>、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14章 入学検定料、入学金及び授業料等</p> <p>(入学検定料、入学金、授業料、<u>研究料、聴講料</u>)</p> <p><u>第59条</u> 入学検定料、入学金、授業料、研究料及び聴講料(以下<u>授業料等</u>)の額は、別に定める。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p><u>第60条</u> <u>授業料は</u>年額の2分の1に相当する額を次の2期に区分して、それぞれの当該期日までに納付しなければならない。</p> <p>前学期分 4月25日まで</p> <p>後学期分 10月25日まで</p> <p>(復学の場合の授業料)</p> <p><u>第61条</u> 前学期又は後学期の中途において<u>修学した者</u>は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。</p> <p>(学年の途中で卒業する場合の授業料)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)</p> <p><u>第63条</u> 前学期又は後学期の中途において休学、退学、<u>転学及び除籍されたもの</u>から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料等の減免等)</p> <p><u>第64条</u> 経済的理由により<u>授業料</u>の納入が困</p>

新	旧
<p>困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は<u>授業料等</u>を分割して納付させることができる。</p> <p>2 <u>授業料等の減免及び授業料等の分割納付</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(<u>入学金等の納付</u>)</p> <p><u>第66条</u> <u>入学金</u>、研究料及び聴講料は、入学の<u>手続</u>を行うときに納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に<u>係る</u>研究料は、当該許可された日から10日以内に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>授業料等の不還付</u>)</p> <p><u>第67条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第15章 大学開放</p> <p>(大学開放)</p> <p><u>第68条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第16章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第69条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、<u> </u>年4月1日から施行する。</p>	<p>難と認められる<u>もの</u>、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は<u>授業料</u>を分割して納付させることができる。</p> <p>2 <u>授業料</u>の減免及び<u>授業料</u>の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(<u>入学科等の納付</u>)</p> <p><u>第65条</u> <u>入学科</u>、研究料及び聴講料は、入学の<u>手続き</u>を行うときに納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に<u>かかる</u>研究料は、当該許可された日から10日以内に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>授業料の不還付</u>)</p> <p><u>第66条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第15章 大学開放</p> <p>(大学開放)</p> <p><u>第67条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第16章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第68条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この学則は、<u>平成</u>年4月1日から施行する。</p>

別表1（第30条及び第40条関係）の新旧については、【資料20-15】で説明する。

6 教授会規程

誤記や不一致について修正するとともに、法令や他大学の事例も確認した上で下記の通り修正した。

新	旧
<p>静岡県立農林環境専門職大学教授会規程（案）</p> <p>第1条から第2条（略）</p> <p>第3条 教授会は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第5条の2の規定に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>学部長の選考</u></p> <p>(2) <u>教員の人事</u></p> <p>2 教授会は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項各号の規定に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>学生の入学及び卒業</u></p> <p>(2) <u>学位の授与</u></p> <p>(3) <u>前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</u></p> <p>3 教授会は、<u>法第93条第3項の規定に基づき、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 学部長に事故があるときは、学部長の指名する者がその職務を代行する。</p> <p>第6条 教授会は、<u>構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、休職中の者、公務のため海外に出張している者及び職務に専念する義務を免除されてい</u></p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学教授会規程（案）</p> <p>第1条から第2条（略）</p> <p>第3条 教授会は、<u>次の事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>講座、学科目及び授業科目の種類並びに編成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>教育・研究に関する施設の設置及び廃止に関する事項</u></p> <p>(3) <u>学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び卒業並びに表彰及び懲戒に関する事項</u></p> <p>(4) <u>学部諸規程等の制定および改廃に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他重要事項</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 学部長に事故があるときは、学部長の指名するものがその職務を代行する。</p> <p>第6条 教授会は、<u>構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし休職中の者、公務のため海外に出張している者及び職務に専念する義務を免除されている</u></p>

新	旧
<p>る者は、構成員に含めない。</p> <p>第7条 議事は、出席者の過半数を<u>もって</u>決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>第8条 教授会は、必要のある場合は、構成員以外の<u>者</u>を会議に出席させ、説明を求め、または意見を述べさせることができる。</p> <p>第9条から第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、<u> </u>年4月1日から施行する。</p>	<p>者は、構成員に含めない。</p> <p>第7条 議事は、出席者の過半数を<u>持って</u>決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>第8条 教授会は、必要のある場合は、構成員以外の<u>もの</u>を会議に出席させ、説明を求め、または意見を述べさせることができる。</p> <p>第9条から第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、<u>平成</u>年4月1日から施行する。</p>

7 設置の趣旨を記載した書類

言葉の誤記や不一致について修正するとともに、審査意見への各種対応及び教員資格審査結果を踏まえて修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (11 ページ)

新	旧
<p>(10) 既存大学農学部との違い</p> <p>既存の大学農学部卒業者で農林業に就業するものは少なく、県内においても静岡大学農学部卒業者で就農するものはごくわずかである(資料18)。現代の農学が食糧生産だけではなく、ゲノム・遺伝子などの生命科学分野や、生態系・エネルギーなど環境分野まで広がっているため、学生の多くは農林業そのものに就業することを目指して農学部に入るのではなく、農林業を切り口とした多様な分野に興味を持ち、教育者や研究者、公務員など、自らの将来を農林業現場以外に見出している。</p> <p>これに対し本学は農林業を営む実践力を身に付ける大学であり、将来農林業を志す学生に、実習・演習を重視した教育を行うことで、農林業経営を通じて自らの夢をかなえ、地域社会で活躍していく農林業者を養成することを目的としている。</p> <p>さらに、実際の農林業経営体で行う臨地実務実習を通じ、現場と学生の相互理解を深めることで、農林業経営体への就業や、その支援にあたる<u>農業協同組合</u>や森林組合等への就業を促進するなど、既存大学農学部より農林業現場に近い就業先への人材供給を重視していく。</p>	<p>(10) 既存大学農学部との違い</p> <p>既存の大学農学部卒業者で農林業に就業するものは少なく、県内においても静岡大学農学部卒業者で就農するものはごくわずかである(資料18)。現代の農学が食糧生産だけではなく、ゲノム・遺伝子などの生命科学分野や、生態系・エネルギーなど環境分野まで広がっているため、学生の多くは農林業そのものに就業することを目指して農学部に入るのではなく、農林業を切り口とした多様な分野に興味を持ち、教育者や研究者、公務員など、自らの将来を農林業現場以外に見出している。</p> <p>これに対し本学は農林業を営む実践力を身に付ける大学であり、将来農林業を志す学生に、実習・演習を重視した教育を行うことで、農林業経営を通じて自らの夢をかなえ、地域社会で活躍していく農林業者を養成することを目的としている。</p> <p>さらに、実際の農林業経営体で行う臨地実務実習を通じ、現場と学生の相互理解を深めることで、農林業経営体への就業や、その支援にあたる<u>農業共同組合</u>や森林組合等への就業を促進するなど、既存大学農学部より農林業現場に近い就業先への人材供給を重視していく。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p>(5) 卒業後の進路</p> <p>卒業後は、<u>身に付けた</u>専門性を活かし、次のような場での活躍を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営体後継者や幹部 	<p>(5) 卒業後の進路</p> <p>卒業後は、<u>身に付け</u>専門性を活かし、次のような場での活躍を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営体後継者や幹部

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営体の起業者 ・新たに農林業へ参入する企業の農林業関連部門 ・農林業技術や経営の指導・普及を行う公務員 ・農業協同組合・森林組合の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営体の起業者 ・新たに農林業へ参入する企業の農林業関連部門 ・農林業技術や経営の指導・普及を行う公務員 ・農業共同組合・森林組合の職員

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
<p>5 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>本学科では、<u>栽培、林業、畜産</u>の各分野の専門職業人を養成するため、「栽培コース」、<u>「林業コース」</u>、「畜産コース」の3コースを置き、<u>共通する基礎的知識の修得に加え</u>、より専門的に各分野を学ぶことができるようカリキュラムを編成している。また、農林業経営の知識はもちろん、将来的に、地域社会を支えるリーダーとなるために必要となる農山村の<u>自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承</u>などについても学べるよう計画している。</p> <p>専任教員については、<u>栽培、林業、畜産</u>の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置し、学術系からフィールド系までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。</p> <p>なお、<u>実習圃場を、併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するため</u>、実習系の科目については、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の専任教員を兼任教員とし、共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。</p> <p><分野別・職位別の教員構成></p> <p>【新】のとおり。</p> <p>(2) 年齢構成</p> <p>(略)</p> <p>教員組織の持続性を図るため、<u>栽培、林業、畜産</u>の主たる分野の実務家教員については、県の組織全体において、各専門職種職員のキャリアパスを見直し、教員後継者の育成を</p>	<p>5 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>本学科では、<u>農業、畜産、林業</u>の各分野の専門職業人を養成するため、<u>共通する基礎的知識の習得に加え</u>、学生が主たる領域を選択し、より専門的に各分野を学ぶことができるようカリキュラムを編成している。また、農林業経営の知識はもちろん、将来的に、地域を支えるリーダーとなるために必要となる農山村の<u>多面的機能</u>についても学べるよう計画している。</p> <p>専任教員については、<u>農業、畜産、林業</u>の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置し、学術系からフィールド系までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。</p> <p>なお、<u>実習圃場を、併置する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するため</u>、実習系の科目については、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の専任教員を兼任教員とし、共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。</p> <p><分野別・職位別の教員構成></p> <p>【旧】のとおり。</p> <p>(2) 年齢構成</p> <p>(略)</p> <p>教員組織の持続性を図るため、<u>農業、畜産、林業</u>の主たる分野の実務家教員については、県の組織全体において、各専門職種職員のキャリアパスを見直し、教員後継者の育成を</p>

新	旧
<p>図っていく。完成年度後は、内部昇格と併せ、職位や年齢構成のバランスを見ながら、適切に教員を採用していく。</p> <p>＜専任教員の職位・年齢構成（平成 32 年 4 月 1 日現在）＞</p> <p>＜完成年度までに定年を迎える専任教員の分野別・職位別内訳＞</p> <p>【新】のとおり。</p>	<p>図っていく。完成年度後は、内部昇格と併せ、職位や年齢構成のバランスを見ながら、適切に教員を採用していく。</p> <p>＜専任教員の職位・年齢構成（平成 32 年 4 月 1 日現在）＞</p> <p>＜完成年度までに定年を迎える専任教員の分野別・職位別内訳＞</p> <p>【旧】のとおり。</p>

（新旧対照表）設置の趣旨を記載した書類（25 ページ）

新	旧
<p>②実習・演習による実践的教育の推進</p> <p>自ら土を耕し、作物を育て収穫し、必要に応じ加工し、消費者へ販売し、農林業経営について触れる経験を学生のうちから積んでおくことは、農林業経営の現場で役立つ実践力や創造力を養うためには欠かせない。</p> <p>生産技術や生産マネジメントに関する実習は、学内等の圃場で行う実習を1年～3年次まで配置し、1年次は農林業全体について学ぶ総合的な実習を、2年次前期には栽培、林業、畜産のそれぞれの分野の基礎的な生産技術について学ぶ実習を、2年次後期には2年次前期までに修得した基礎的な生産技術をさらに発展させ、かつ生産現場のマネジメントの基礎について学ぶ実習を、3年次には生産現場におけるマネジメントの実践を行う実習を配置する。また、農林業現場では大型機械を扱う技術が必要となるため、その操作方法などを学ぶ「大型機械実習Ⅰ・Ⅱ」、「林業機械実習」を配置する。</p> <p>学内等での実習をもとに、3年次には実践的な生産技術を学ぶ実習を、4年次には実践的な生産現場のマネジメントや経営について学ぶ実習を、農林業経営体にて行う。これらの実習での学びをもとに、経営について学ぶための演習を行う。</p> <p>さらに、2年次には食品安全や環境保全、労働安全等の持続的可能性を確保するための生産工程管理の方法について学ぶ「GAP演習」を、3年次には、加工や販売の実践について学ぶ「食品加工実習」、「木材加工実習」及び「販売実習」を配置し、多角化する農林業に対応できる能力を育成する。</p>	<p>②実習・演習による実践的教育の推進</p> <p>自ら土を耕し、作物を育て収穫し、必要に応じ加工し、消費者へ販売し、農林業経営について触れる経験を学生のうちから積んでおくことは、農林業経営の現場で役立つ実践力や創造力を養うためには欠かせない。</p> <p>生産技術や生産マネジメントに関する実習は、学内等の圃場で行う実習を1年～3年次まで配置し、1年次は農林業全体について学ぶ総合的な実習及びそれぞれの領域の基礎的な生産技術について学ぶ実習を、2年次には1年次に修得した基礎的な生産技術をさらに発展させ、かつ生産現場のマネジメントの基礎について学ぶ実習を、3年次には生産現場におけるマネジメントの実践を行う実習を配置する。また、農林業現場では大型機械を扱う技術が必要となるため、その操作方法などを学ぶ「大型機械実習Ⅰ・Ⅱ」、「林業機械実習」を配置する。</p> <p>学内等での実習をもとに、3年次には実践的な生産技術を学ぶ実習を、4年次には実践的な生産現場のマネジメントや経営について学ぶ実習を、農林業経営体にて行う。これらの実習での学びをもとに、経営について学ぶための演習を行う。</p> <p>さらに、加工や販売の実践について学ぶため、3年次には加工について学ぶ「食品加工実習」および「木材加工実習」を、4年次には「販売実習」を配置し、多角化する農林業に対応できる能力を育成する。</p>

(新旧対照表)

【新】

<分野別・職位別の教員構成>

(単位：人)

区 分	栽 培			林 業				畜 産		
	教 授	准 教授	講 師	教 授	准 教授	講 師	助 教	教 授	准 教授	講 師
専任教員	2	0	1	1	1	0	1	1	1	0
実務家	5	0	2	1	0	0	0	0	0	1
うち研究	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合 計	7	0	3	2	1	0	1	1	1	1

<専任教員の職位・年齢構成(平成32年4月1日現在)>

(単位：人)

年 齢	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
教授			5	9	14
うち実務家(うち研究)			3(3)	3(3)	6(6)
准教授		1	3	1	5
うち実務家(うち研究)			0		0
講師	1	2	1		4
うち実務家(うち研究)	1	1	1		3
助教	1				1
うち実務家(うち研究)					
専任教員合計	2	3	9	10	24
うち実務家(うち研究)	1	1	4(3)	3(3)	9(6)

<完成年度までに定年を迎える専任教員の分野別・職位別内訳>

(単位：人)

分 野		栽培	経営	農山村	食品	合計
教 授	専任教員	2	2	0	1	5
	実務家	2	0	0	0	2
准教授	専任教員	0	0	1	0	1
合 計		4	2	1	1	8

【旧】

＜分野別・職位別の教員構成＞

(単位：人)

区 分	農 業			畜 産			林 業			
	教 授	准 教授	講 師	教 授	准 教授	講 師	教 授	准 教授	講 師	助 教
専任教員	2	0	1	1	1	0	1	1	0	1
実務家	5	1	1	0	0	1	1	0	0	0
うち研究	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	7	1	2	1	1	1	2	1	0	1

＜専任教員の職位・年齢構成（平成32年4月1日現在）＞

(単位：人)

年 齢	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
教授			5	9	14
うち実務家（うち研究）			3(3)	3(3)	6(6)
准教授		1	4	1	6
うち実務家（うち研究）			1		1
講師	1	2			3
うち実務家（うち研究）	1	1			2
助教	1				1
うち実務家（うち研究）					
専任教員合計	2	3	9	10	24
うち実務家（うち研究）	1	1	4(3)	3(3)	9(6)

＜完成年度までに定年を迎える専任教員の分野別・職位別内訳＞

(単位：人)

分 野		農業	経営	農山村	食品	合計
教 授	専任教員	2	2	0	1	5
	実務家	2	0	0	0	2
准教授	専任教員	0	0	1	0	1
合 計		4	2	1	1	8

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (29、30 ページ)

新	旧
<p>7 教育課程連携協議会</p> <p>農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元自治体関係者などを構成員とした「教育課程連携協議会」を設置する。</p> <p>「教育課程連携協議会」の構成員には、学部長及び<u>栽培・林業・畜産</u>を担当する教授に加え、大学の課程に係る職業に関連する団体のうち、県域で活動する関係者であって、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するものとして、地域の農業の指導者的な役割を担う農業経営士によって組織された静岡県農業経営士協会の会長である齋藤恭市氏、県下 17 の農業協同組合の総合的な指導機関である静岡県農業協同組合中央会において、営農部門で長い指導実績を持つ農政営農部長の戸塚央男氏、畜産経営及び技術の改善を指導する公益社団法人静岡県畜産協会の<u>常務理事兼事務局長</u>である藤山正彦氏、森林資源の活用や木材の流通を担う静岡県森林組合連合会の理事兼参事である高橋雅弘氏、地方公共団体の職員として、地元自治体である磐田市の農林行政を所管し、地域の実状に精通する磐田市農林水産課の課長である鈴木一洋氏、臨地実務実習の実施に協力する事業者として、静岡県農業法人協会の会長で、ハウスで野菜栽培を行う農業法人の経営者でもある鈴木厚志氏、酪農を行う農業法人の専務取締役である片野恵介氏、林業経営や観光を行う法人の代表取締役である竹川将樹氏を充てる。</p> <p>(略)</p>	<p>7 教育課程連携協議会</p> <p>農林業界及び地域社会のニーズを反映した教育課程を編成・実施するため、県内農林業者や農林業団体、高校関係者、地元自治体関係者などを構成員とした「教育課程連携協議会」を設置する。</p> <p>「教育課程連携協議会」の構成員には、学部長及び<u>農業・畜産・林業</u>を担当する教授に加え、大学の課程に係る職業に関連する団体のうち、県域で活動する関係者であって、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するものとして、地域の農業の指導者的な役割を担う農業経営士によって組織された静岡県農業経営士協会の会長である齋藤恭市氏、県下 17 の農業協同組合の総合的な指導機関である静岡県農業協同組合中央会において、営農部門で長い指導実績を持つ農政営農部長の戸塚央男氏、畜産経営及び技術の改善を指導する公益社団法人静岡県畜産協会の<u>常務兼事務局長</u>である藤山正彦氏、森林資源の活用や木材の流通を担う静岡県森林組合連合会の理事兼参事である高橋雅弘氏、地方公共団体の職員として、地元自治体である磐田市の農林行政を所管し、地域の実状に精通する磐田市農林水産課の課長である鈴木一洋氏、臨地実務実習の実施に協力する事業者として、静岡県農業法人協会の会長で、ハウスで野菜栽培を行う農業法人の経営者でもある鈴木厚志氏、酪農を行う農業法人の専務取締役である片野恵介氏、林業経営や観光を行う法人の代表取締役である竹川将樹氏を充てる。</p> <p>(略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (35 ページ)

新	旧
<p>②個別履修指導等の実施</p> <p>1、2年次には専任の教授・准教授の中から担任教員を決め、学生の履修・学習等に関する相談窓口とする。また、相談内容によっては選択する進路を見据え、学生の希望する各分野の教授・准教授につなげ、各分野の教授・准教授が相談に応ずる。</p> <p><u>4年次</u>においてはプロジェクト研究の指導教員など、各分野の教員が学生の履修、学習等に関する相談に応ずるものとする。プロジェクト研究については教員一人当たりの担当学生数は6人を限度とし、学生の志望研究テーマに合わせて個別に適切な指導体制をとるとともに、実習や研究の指導における教員の負担が過剰にならないよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>②個別履修指導等の実施</p> <p>1、2年次には専任の教授・准教授の中から担任教員を決め、学生の履修・学習等に関する相談窓口とする。また、相談内容によっては選択する進路を見据え、学生の希望する各分野の教授・准教授につなげ、各分野の教授・准教授が相談に応ずる。</p> <p><u>3年次以降</u>においてはプロジェクト研究の指導教員など、各分野の教員が学生の履修、学習等に関する相談に応ずるものとする。プロジェクト研究については教員一人当たりの担当学生数は6人を限度とし、学生の志望研究テーマに合わせて個別に適切な指導体制をとるとともに、実習や研究の指導における教員の負担が過剰にならないよう配慮する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (39 ページ)

新	旧								
<p>10 取得可能な資格 (表中)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">名称</td> <td>取得可能対象者</td> </tr> <tr> <td>家畜人工授精師</td> <td><u>畜産コース</u>の科目履修者</td> </tr> </table>	名称	取得可能対象者	家畜人工授精師	<u>畜産コース</u> の科目履修者	<p>10 取得可能な資格 (表中)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">名称</td> <td>取得可能対象者</td> </tr> <tr> <td>家畜人工授精師</td> <td><u>畜産領域</u>の科目履修者</td> </tr> </table>	名称	取得可能対象者	家畜人工授精師	<u>畜産領域</u> の科目履修者
名称	取得可能対象者								
家畜人工授精師	<u>畜産コース</u> の科目履修者								
名称	取得可能対象者								
家畜人工授精師	<u>畜産領域</u> の科目履修者								

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (44 ページ)

新	旧
<p>12 海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画</p> <p>(1) 海外プログラム「海外農林業事情」</p> <p>海外研修の「海外農林業事情」は、3年次の集中の選択科目として配置し、8～9月の間に5日間程の日程で実施する予定としている。</p> <p>滞在時は、現地の農林業現場を視察するプログラムの実施を計画している。本学部では、英語によるコミュニケーション力を養うため、<u>1年次に「英語Ⅰ」及び「英語Ⅱ」、</u></p>	<p>12 海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画</p> <p>(1) 海外プログラム「海外農林業事情」</p> <p>海外研修の「海外農林業事情」は、3年次の集中の選択科目として配置し、8～9月の間に5日間程の日程で実施する予定としている。</p> <p>滞在時は、現地の農林業現場を視察するプログラムの実施を計画している。本学部では、英語によるコミュニケーション力を養う<u>1年次の「英語Ⅰ」および2年次の「英語Ⅱ」</u></p>

<p><u>2年次に「英語Ⅲ」及び「英語Ⅳ」を配置し、4科目中2科目を選択させることとしており、これらの科目で修得した英語の能力を生かして、英語でのコミュニケーションを行うことを目標とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>を必修科目として配置しているが、本科目で修得した英語の基礎的能力を生かして、英語でのコミュニケーションを行うことを目標とする。</u></p> <p>(略)</p>
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (45、46 ページ)

新	旧
<p>13 管理運営</p> <p>(1) 管理運営体制の概要</p> <p>本学の管理運営のため、大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置する。これら合議体の審議機関のほか、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置する。</p> <p>学長の補佐体制として、必要に応じて副学長を置く。また事務局には事務局長を置く。学長(静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長を兼務)、副学長、学部長、事務局長を中心に効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制とする。</p> <p>なお、本学は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、本学長と短期大学部学長は兼務とし「評議会」は静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部の事項を併せて審議する。</p> <p>(2) 管理運営組織の概要</p> <p>①評議会</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部の運営に関する重要事項を審議するため、教育公務員特例法第2条第4項</p>	<p>13 管理運営</p> <p>(1) 管理運営体制の概要</p> <p>本学の管理運営のため、大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置する。これら合議体の審議機関のほか、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置する。</p> <p>学長の補佐体制として、必要に応じて副学長を置く。また事務局には事務局長を置く。学長(静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長を兼務)、副学長、学部長、事務局長を中心に効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制とする。</p> <p>なお、本学は静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、本学長と短期大学部学長は兼務とし「評議会」は静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学の事項を併せて審議する。</p> <p>(2) 管理運営組織の概要</p> <p>①評議会</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学の運営に関する重要事項を審議するため、教育公務員特例法第2条第4項の</p>

新	旧
<p>の定めに基づき、「評議会」を設置する。 「評議会」は、学長、副学長、図書館長、学部長、短期大学部学科長、学部教授若干名、短期大学部教授若干名、事務局長等で構成する。原則として月1回開催し、次の事項を審議する。</p> <p>ア 学長の選考 イ 学長の選考基準</p> <p>ウ 学部長以外の部局長の選考基準</p> <p>エ 教員の採用及び昇任の<u>基準</u> オ 学長、<u>部局長</u>の任期</p> <p>カ 学長及び教員の転任及び懲戒処分に関する審査 キ 学長の人事評価に関する事項 ク 学長、教員及び部局長のサービスの<u>根本基準</u>の実施に関し必要な事項 ケ 教員人事の方針に関する事項 コ 教育課程の編成方針に関する事項 ク 学生の厚生及び補導に関する重要事項 シ 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 ス 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項 セ <u>学部</u>及び短期大学の教育研究に係る自己点検評価に関する事項 ソ その他<u>学部</u>及び短期大学の教育研究に関する重要事項</p>	<p>定めに基づき、「評議会」を設置する。「評議会」は、学長、副学長、図書館長、学部長、短期大学部学科長、学部教授若干名、短期大学部教授若干名、事務局長等で構成する。原則として月1回開催し、次の事項を審議する。</p> <p>ア 学長の選考 イ 学長の選考基準 ウ <u>学部長</u>の選考 エ 学部長以外の部局長の選考基準 オ <u>教員の採用及び選考</u> カ 教員の採用及び昇任の<u>選考基準</u> キ 学長、<u>学部長及び短期大学部部長</u>の任期 ク 学長及び教員の転任及び懲戒処分に関する審査 ケ 学長の人事評価に関する事項 コ 学長、教員及び部局長のサービスの<u>根本規準</u>の実施に関し必要な事項 ク 教員人事の方針に関する事項 シ 教育課程の編成方針に関する事項 ス 学生の厚生及び補導に関する重要事項 セ 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 ソ 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項 タ <u>大学</u>及び短期大学の教育研究に係る自己点検評価に関する事項 チ その他<u>大学</u>及び短期大学の教育研究に関する重要事項</p>
<p>②教授会 教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育法第93条の定めに基づき、教授会を設置する。教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する。原則と</p>	<p>②教授会 教育研究に関する重要事項を審議するため、学校教育法第93条の定めに基づき、教授会を設置する。教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する。原則と</p>

新	旧
<p>して月1回開催し、次の事項を審議する。</p> <p><u>ア 学部長の選考</u></p> <p><u>イ 教員の人事</u></p> <p><u>ウ 学生の入学及び卒業</u></p> <p><u>エ 学位の授与</u></p> <p><u>オ その他教育研究に関する重要事項</u> <u>で、教授会の意見を聴くことが必要な</u> <u>ものとして学長が定めるもの</u></p> <p>③委員会 (略)</p>	<p>して月1回開催し、次の事項を審議する。</p> <p><u>ア 教育課程の編成に関する事項</u></p> <p><u>イ 学生の入学、退学、転学、留学、休</u> <u>学、卒業その他その在籍に関する事項</u></p> <p><u>ウ 学生の厚生、補導及び身分に関する</u> <u>事項</u></p> <p><u>エ その他教育研究及び運営に関する</u> <u>重要事項</u></p> <p>③委員会 (略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (50 ページ)

新	旧
<p>(3) 情報提供の方法</p> <p>本学では、大学のホームページや定期刊行物等の各種広報手段を用いて、教育研究活動の状況について積極的な情報提供を行って行く。</p> <p>地域の高等学校や大学進学希望者には、高校訪問、オープンキャンパス、大学説明会や進学ガイダンスを通して、<u>本学</u>における教育研究活動についての詳細な情報を提供していく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(3) 情報提供の方法</p> <p>本学では、大学のホームページや定期刊行物等の各種広報手段を用いて、教育研究活動の状況について積極的な情報提供を行って行く。</p> <p>地域の高等学校や大学進学希望者には、高校訪問、オープンキャンパス、大学説明会や進学ガイダンスを通して、<u>農林環境専門職大学</u>における教育研究活動についての詳細な情報を提供していく。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (51、52 ページ)

新	旧
<p>⑤卒業生・企業アンケートの実施</p> <p>卒業生に対し、在学時の教育内容・施設設備等・課外活動・就職活動といった学生生活の満足度やその修得効果、今後の<u>本学</u>の教育や学生支援への要望についてアンケート調査を行う。同時に本学卒業生を採用している農林業法人等にも本学卒業生の印象、本学に求めるものなどについてアンケート調査を行う。集計結果は公表し、教育の更なる改善に役立つ。</p>	<p>⑤卒業生・企業アンケートの実施</p> <p>卒業生に対し、在学時の教育内容・施設設備等・課外活動・就職活動といった学生生活の満足度やその修得効果、今後の<u>専門職大学</u>の教育や学生支援への要望についてアンケート調査を行う。同時に本学卒業生を採用している農林業法人等にも本学卒業生の印象、本学に求めるものなどについてアンケート調査を行う。集計結果は公表し、教育の更なる改善に役立つ。</p>

新	旧
<p>③教育課程内の取組</p> <p>本学は、農林業者としての深い専門性と、幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性と広い視野を持ち、地域に貢献する自立した農林業者を養成することを目指していることから、教育課程全体が社会的・職業的自立のための能力を養成するための科目となっている。</p> <p>特に職業意識を養成するための教育を「社会人としての意識の醸成」「農林業者としての職業観の涵養」「農林業経営イメージ形成」の三つの視点で実施していく。</p> <p>「社会人としての意識の醸成」のために、1年次の必修科目として、「静岡学」(教養科目)を行う。本科目では、静岡県ゆかりの各産業界のトップランナーをゲストスピーカーとして招いて講義を行い、ものづくりの盛んな静岡県における今後の地域のあり方や産業の発展について、早い時期から幅広い視点に触れることで、社会人としての意識の醸成を図る。</p> <p>「農林業者としての職業観の涵養」のために、職業専門科目の<u>農林業基礎科目</u>として、1年次に「県内農林業事情」、2年次に「県外農林業事情」、3年次に「海外農林業事情」を配置し、県内、県外、国外と段階的に範囲を広げて先進的な経営体や農林業関連企業を訪問し、最新の事情について学ぶとともに、<u>2年次には「農林業政策」</u>を配置し、わが国や静岡県の農業政策、森林・林業政策の現状とその役割及び課題について学ぶことで、静岡県で農林業に携わることについての意義を理解し、やりがいや誇りを持つことを支援する。また、3年次必修科目の「技術者倫理」では、食や環境に対する農林業者の社会的責任について理解を深める。</p> <p>「農林業経営のイメージ形成」のために、職業専門科目の経営管理の科目として、<u>1年次必修科目の「農林業経営学」</u>でマネジメント理論を、<u>2年次必修科目の「経営戦略」</u>及び「マー</p>	<p>③教育課程内の取組</p> <p>本学は、農林業者としての深い専門性と、幅広い教養を身に付けるとともに、豊かな人間性と広い視野を持ち、地域に貢献する自立した農林業者を養成することを目指していることから、教育課程全体が社会的・職業的自立のための能力を養成するための科目となっている。</p> <p>特に職業意識を養成するための教育を「社会人としての意識の醸成」「農林業者としての職業観の涵養」「農林業経営イメージ形成」の三つの視点で実施していく。</p> <p>「社会人としての意識の醸成」のために、1年次の必修科目として、「静岡学」(教養科目)を行う。本科目では、静岡県ゆかりの各産業界のトップランナーをゲストスピーカーとして招いて講義を行い、ものづくりの盛んな静岡県における今後の地域のあり方や産業の発展について、早い時期から幅広い視点に触れることで、社会人としての意識の醸成を図る。</p> <p>「農林業者としての職業観の涵養」のために、職業専門科目の<u>専門基礎科目</u>として、1年次に「県内農林業事情」、2年次に「県外農林業事情」、3年次に「海外農林業事情」を配置し、県内、県外、国外と段階的に範囲を広げて先進的な経営体や農林業関連企業を訪問し、最新の事情について学ぶとともに、<u>2年次には必修科目として「農林業政策」</u>を配置し、わが国や静岡県の農業政策、森林・林業政策の現状とその役割及び課題について学ぶことで、静岡県で農林業に携わることについての意義を理解し、やりがいや誇りを持つことを支援する。また、3年次必修科目の「技術者倫理」では、食や環境に対する農林業者の社会的責任について理解を深める。</p> <p>「農林業経営のイメージ形成」のために、職業専門科目の経営管理の科目として、<u>1年次に「経営管理論」</u>でマネジメント理論を、<u>2年次</u></p>

新	旧
<p>ケテイング論」で農林業経営戦略の立案に必要な基礎知識とケース分析を通じた実例を学ぶ。また、<u>3年次に配置した「農と食の起業論」</u>では、農林業や食料に関わるビジネスの起業者から実体験を交えた話を聞き、起業理由や経営理念、起業にまつわる苦労、起業のために必要な事柄などについて、ディスカッションを踏まえて理解を深め<u>られるようにした。</u></p> <p>さらに、3年次に実践的生産技術を学ぶ「企業実習」と、<u>4年次に</u>企業とともに経営課題を発見し、その解決策について提案する「プロジェクト研究」を実施し、実際の経営現場での就業体験を通じて、自らの農林業経営のイメージ作りも支援する。</p>	<p>に「<u>経営戦略Ⅰ</u>」を、3年次に「<u>経営戦略Ⅱ</u>」を学び、農林業経営戦略の立案に必要な基礎知識と、ケース分析を通じた実例を学ぶ。また、<u>3年次必修科目の「農と食の起業論」</u>では、農林業や食料に関わるビジネスの起業者から実体験を交えた話を聞き、起業理由や経営理念、起業にまつわる苦労、起業のために必要な事柄などについて、ディスカッションを踏まえて理解を深める。</p> <p>さらに、3年次に実践的生産技術を学ぶ「企業実習」と、<u>3・4年次に</u>企業とともに経営課題を発見し、その解決策について提案する「プロジェクト研究」を実施し、実際の経営現場での就業体験を通じて、自らの農林業経営のイメージ作りも支援する。</p>

8 設置の趣旨を記載した書類の資料

審査意見への各種対応に伴う資料番号について追加修正するとともに、教育課程等の変更に伴い修正の必要が生じる「資料 25：校舎の利用計画表」【別添資料 20-16】及び「資料 26：時間割表」【別添資料 20-17】について修正する。

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 資料目次	設置の趣旨等を記載した書類 資料目次
資料 1 静岡県立農林大学校卒業生の推移	資料 1 静岡県立農林大学校卒業生の推移
資料 2 静岡県立農林大学校卒業生の状況	資料 2 静岡県立農林大学校卒業生の状況
資料 3 静岡県立農林大学校卒業生の評価	資料 3 静岡県立農林大学校卒業生の評価
資料 4 食料・農業・農村基本計画	資料 4 食料・農業・農村基本計画
資料 5 静岡県の担い手の現状	資料 5 静岡県の担い手の現状
資料 6-1 静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）	資料 6 静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）
資料 6-2 静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021	
資料 7 静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（森林・林業編）	資料 7 静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（森林・林業編）
資料 8 専門職大学基本構想策定委員会	資料 8 専門職大学基本構想策定委員会
資料 9 農林業法人の採用意識に関するアンケート調査	資料 9 農林業法人の採用意識に関するアンケート調査
資料 10 高校生の進学意識に関するアンケート調査	資料 10 高校生の進学意識に関するアンケート調査
資料 11 静岡県専門職大学（農林業）基本構想	資料 11 静岡県専門職大学（農林業）基本構想
資料 12 静岡県総合計画	資料 12 静岡県総合計画
資料 13 ふじのくに「有徳の人」づくり大綱	資料 13 ふじのくに「有徳の人」づくり大綱
資料 14 静岡県教育振興基本計画 2018～2021	資料 14 静岡県教育振興基本計画 2018～2021
資料 15 静岡県の工業	資料 15 静岡県の工業
資料 16 静岡新産業集積クラスター	資料 16 静岡新産業集積クラスター
資料 17 大学進学者流出・流入状況	資料 17 大学進学者流出・流入状況
資料 18 静岡県農林業従事者の就業の現状	資料 18 静岡県農林業従事者の就業の現状
資料 19-1 食料・農業・農村の動向	資料 19 食料・農業・農村の動向
資料 19-2 食料・農業・農村基本法の骨子	
資料 20 森林及び林業の動向	資料 20 森林及び林業の動向
資料 21-1 生産環境経営学部生産環境経営学	資料 21 <u>カリキュラム・マップ</u>

新	旧
<p>科 <u>カリキュラム・マップ</u></p> <p>資料 21-2 <u>農林大学校（養成部・研究部）カリキュラム・マップ</u></p> <p>資料 21-3 <u>生産科学科 カリキュラム・マップ</u></p> <p>資料 22 静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程（案）</p> <p>資料 23 履修モデル</p> <p>資料 24 教育課程連携協議会の概要</p> <p>資料 25 <u>校舎の利用計画表</u></p> <p>資料 26 <u>時間割表</u></p> <p>資料 27 <u>附属施設・県有施設の概要</u></p> <p>資料 28 学術雑誌目録</p> <p>資料 29 <u>臨地実務実習要綱</u></p> <p>資料30 社会的・職業的自立に関する指導等に関する体</p>	<p>資料 22 静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程（案）</p> <p>資料 23 履修モデル</p> <p>資料 24 教育課程連携協議会の概要</p> <p>資料 25 <u>校舎の利用計画表</u></p> <p>資料 26 <u>時間割表</u></p> <p>資料 27 学術雑誌目録</p> <p>資料 28 社会的・職業的自立に関する指導等に関する体制図</p>

8 教員名簿

教員名簿（別記様式第3号（その2の1））について、一部の教員に係る一部科目の担当単位数の記載に誤りがあったため補正する。

ただし、「経営分析演習Ⅰ」、「経営分析演習Ⅱ」については、審査意見8を踏まえ、単位数を修正することに伴い、担当単位数も修正する。

「英語Ⅰ」の配当年次、「管理会計」の単位数を変更したことに伴い、月額基本給を修正する。

新	旧
<p>1 次の教員の「経営分析演習Ⅰ」、「経営分析演習Ⅱ」の担当単位数を補正する。</p> <p>ただし、15相蘇（眞田）春菜は、教員資格審査の結果、「経営分析演習Ⅱ」について「不可」（専任補充）の判定を受けたため、一覧から削除する。</p> <p>1多々良 明夫、2森口 卓哉、3祐森 誠司、4逢坂 興宏、5天野 哲郎、6菊池 宏之、7柯（栗田） 麗華、8前田 節子、9大塚 誠、10平岡 裕一郎、12丹羽 康夫、13内藤 博敬、14太田 智、15相蘇（眞田） 春菜、16長藤 亮彦、17大石 竜、18貞弘 恵、19松尾 和之、20佐藤 展之、21外側 正之、24池田 潔彦</p> <p>経営分析演習Ⅰ <u>1単位</u> （補正前の正しい単位数：3単位）</p> <p>経営分析演習Ⅱ <u>1単位</u> （補正前の正しい単位数：3単位）</p>	<p>1 多々良 明夫、2 森口 卓哉、3 祐森 誠司、4 逢坂 興宏、5 天野 哲郎、6 菊池 宏之、7 柯（栗田） 麗華、8 前田 節子、9 大塚 誠、10 平岡 裕一郎、12 丹羽 康夫、13 内藤 博敬、14 太田 智、15 相蘇（眞田） 春菜、16 長藤 亮彦、17 大石 竜、18 貞弘 恵、19 松尾 和之、20 佐藤 展之、21 外側 正之、24 池田 潔彦</p> <p>経営分析演習Ⅰ <u>2単位</u> 経営分析演習Ⅱ <u>2単位</u></p>
<p>2 次の教員の「家畜衛生学」の担当単位数を補正する。</p> <p>9 大塚 誠 家畜衛生学 <u>2単位</u></p>	<p>9 大塚 誠 家畜衛生学 <u>3単位</u></p>
<p>3 次の教員の月額基本給を補正する。</p> <p>44 鈴木 元子 <u>53千円</u> 55 佐藤 和美 <u>40千円</u></p>	<p>44 鈴木 元子 <u>26千円</u> 55 佐藤 和美 <u>53千円</u></p>

9 教員個人調書

学長及び一部の教員に係る教員個人調書（別記様式第4号（その1））の記載に誤りがあつたため補正する。

新	旧
・学長 鈴木 滋彦 「開設後の職務の状況」「勤務状況」 短期大学の運営、教職員の総督 <u>5日/週</u>	・学長 鈴木 滋彦 「開設後の職務の状況」「勤務状況」 短期大学の運営、教職員の総督
・教員 16 長藤 亮彦 履歴書-2 「開設後の職務の状況」「職名」 <u>兼任</u>	・教員 16 長藤 亮彦 履歴書-2 「開設後の職務の状況」「職名」 <u>准教授</u>

10 学長及び一部の教員に係る「月額基本給」の記載に誤りがあつたため補正する。

- ・教員名簿（別記様式第3号（その1）、別記様式第3号（その2の1））の「月額基本給」
- ・教員個人調書（別記様式第4号（その1））の「月額基本給」

	新	旧
① 学長	592 千円（県支給額の 50%）	1,184 千円（県支給額の 100%）
	<補正理由> 大学学長は併設する短期大学部の学長を兼務するが、当初申請時の月額基本給には、県支給額の 100%を記載していた。 大学と短期大学部への従事割合を 1 : 1 とし、按分して月額基本給を算出し、記載する。	
② 大学専任教員 （短期大学部兼任教員）	教員名簿のとおり （県支給額の 70%）	補正前教員名簿のとおり （県支給額の 100%）
	<補正理由> 当初申請時の月額基本給には、県支給額の 100%を記載していた。 担当授業科目の単位数・時間数のみでなく大学運營業務への従事や各分野の教育研究体制の観点も踏まえ、どちらの専任とするかを決定していることから、専任と兼任の従事割合を 7 : 3 とみなし、按分して月額基本給を算出し、記載する。	
③ 大学兼任教員 （短期大学部専任教員）	教員名簿のとおり （県支給額の 30%）	補正前教員名簿のとおり （記載なし（—））
	<補正理由> ②と同様に、専任と兼任の従事割合を 7 : 3 とみなし、按分して月額基本給を算出し、記載する。	

【教員資格審査結果に伴う修正事項】生産環境経営学部 生産環境経営学科

(対応)

農業分野の「准教授」として申請した実務家教員1人について、教員資格審査結果を踏まえ、職位を「講師」へ変更することに伴う修正を行う。

(新旧対照表) 基本計画書 教員組織の概要 (2ページ)

・【新】

	学部等の名称	専任教員等						兼任 教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設分	生産環境経営学部生産環境経営学科	人 14 (12)	人 <u>5</u> (5)	人 <u>4</u> (3)	人 1 (1)	人 24 (21)	人 - (-)	人 39 (25)
	計	14 (12)	<u>5</u> (5)	<u>4</u> (3)	1 (1)	24 (21)	- (-)	39 (25)
既設分	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計		14 (12)	<u>5</u> (5)	<u>4</u> (3)	1 (1)	24 (21)	- (-)	39 (25)

・【旧】

	学部等の名称	専任教員等						兼任 教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設分	生産環境経営学部生産環境経営学科	人 14 (12)	人 <u>6</u> (5)	人 <u>3</u> (3)	人 1 (1)	人 24 (21)	人 - (-)	人 39 (25)
	計	14 (12)	<u>6</u> (5)	<u>3</u> (3)	1 (1)	24 (21)	- (-)	39 (25)
既設分	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計		14 (12)	<u>6</u> (5)	<u>3</u> (3)	1 (1)	24 (21)	- (-)	39 (25)

(新旧対照表)

専任教員の年齢構成・学位保有状況

・【新】

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
准教授	学士					—			—人	
講師	学士			1人		1人			2人	

・【旧】

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
准教授	学士					1人			1人	
講師	学士			1人					1人	

(新旧対照表)

専任教員の年齢構成・学位保有状況

(専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する専任教員)

・【新】

専任教員の年齢構成・学位保有状況 (専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する専任教員)										
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
准教授	学士					—			—人 (人)	
講師	学士			1人 (人)		1人 (人)			2人 (人)	

・【旧】

専任教員の年齢構成・学位保有状況 (専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する専任教員)										
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	備考
准教授	学士					1人 (人)			(1人) (人)	
講師	学士			1人 (人)		— (人)			1人 (人)	